

流山市
次世代育成支援行動計画（後期）

素案

平成 22 年 3 月


流 山 市




目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 これまでの国の施策	3
3 計画の位置づけ	5
4 他計画との調和	6
5 計画の期間	7
第2章 流山市の現況	11
1 人口動態と子どもの世帯	11
2 少子化の動向	15
3 保育・教育環境の状況	23
4 アンケート調査からの現状と課題	25
第3章 前期計画の中間評価	31
1 施策評価の方法とその状況	31
2 基本目標別の中間評価	32
第4章 基本理念と基本的な考えかた	41
1 計画の基本理念	41
2 基本的視点	42
3 基本目標	44
4 施策の体系	47
第5章 施策の展開	51
1 子育てを支援する地域づくり	51





2	子どもと母親の健康づくり.....	60
3	子どもが健やかに成長できる教育環境づくり.....	67
4	安全で安心な生活環境づくり.....	77
5	男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり.....	80
6	子どもの安全を守る体制づくり.....	85
7	保護が必要な子どもへの支援体制づくり.....	89
第6章 目標事業量の設定.....		97
1	特定事業について.....	97
2	目標事業量の設定方法について.....	99
3	特定事業の目標設定.....	100
第7章 計画の推進体制.....		105



第 1 章



計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国は次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかしながら、平成17年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26となり、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られました。また、平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、2055年にあっても合計特殊出生率は1.26と示されました。

以上のような動向を踏まえ、国の「子どもと家族を応援する日本」という重点戦略検討会議においては、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」という重点戦略が取りまとめられました。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消において、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。

本市では、平成17年3月「流山市次世代育成支援行動計画（前期）」を策定し、「子どもがすくすく育ち みんなで子育てできるまち 流山」を基本理念に掲げるとともに、平成19年9月「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」を制定し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

計画期間の中間期を迎えた今、より一層の子育て支援の充実が求められていることから、「流山市次世代育成支援行動計画（後期）」の策定にあたっては、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野の関係部署が横断的に取り組むとともに、市民をはじめ地域の支援団体・関係機関など、多くの方の協力が得られる策定体制とし、前期計画の施策等の中間評価を行い、新たな子育て支援に向けて平成22年度から始まる後期計画を策定しました。

2 これまでの国の施策

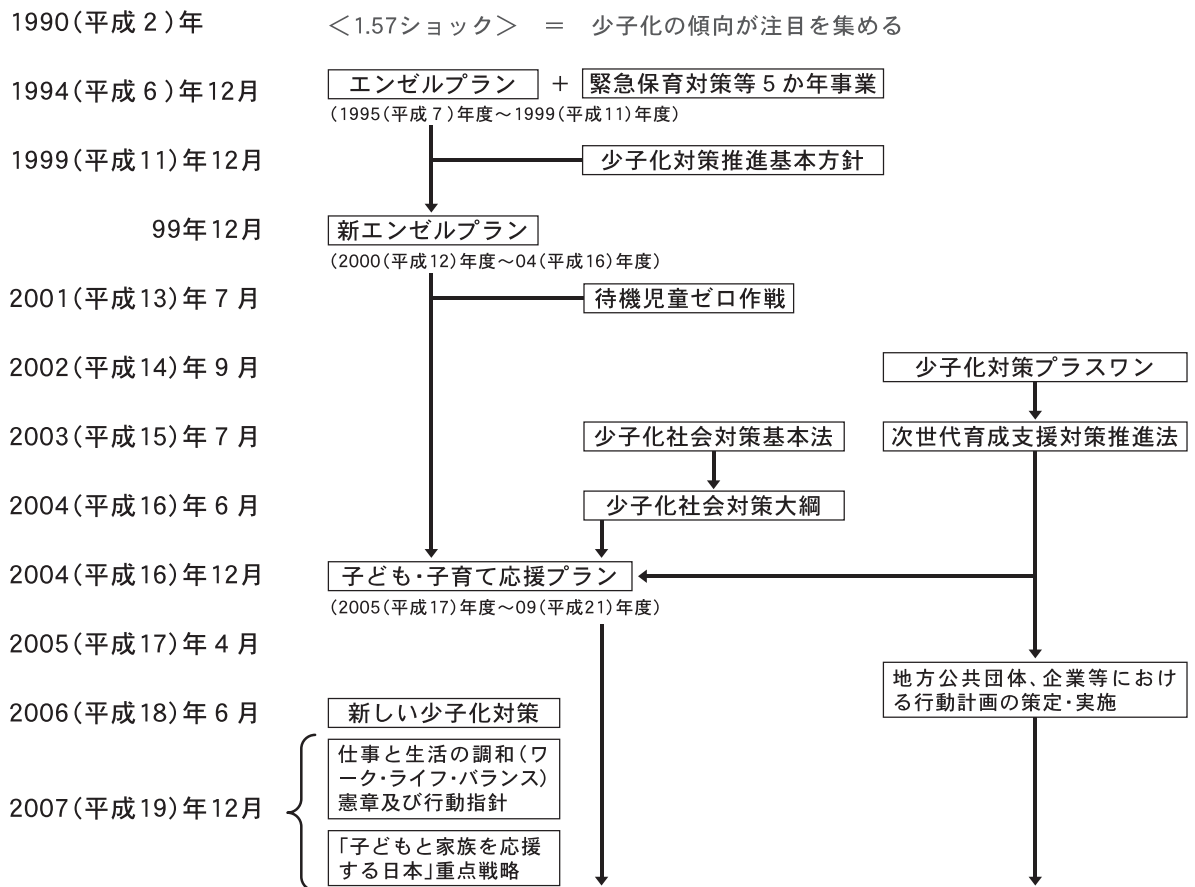
国は、平成2年の「1.57ショック」以来、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、平成6年に「エンゼルプラン」を策定、平成11年度を目標として保育サービスの充実が進められてきました。平成11年のエンゼル



プラン見直しでは、保育サービスだけでなく、雇用、母子保健等の事業も加わった「新エンゼルプラン」が策定されました。

平成14年にまとめられた「少子化対策プラスワン」では、従来の取り組みが保育に関する施策を中心としたものであったのに対し、子育てをする家庭を地域全体として支え、社会全体が一体となって総合的に取り組みを進めることとされました。平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成17年から施行されています。平成15年には、「少子化社会対策基本法」が成立し、平成16年に、少子化社会対策基本法に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、「少子化社会対策大綱」が策定されました。同年、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て応援プラン」が策定され、おおむね10年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示しています。さらに、予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年に、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、「社会全体の意識改革」と、「子どもと家族を大切にする観点からの施策の拡充」という2点を重視し、40項目にわたる具体的な施策を掲げています。

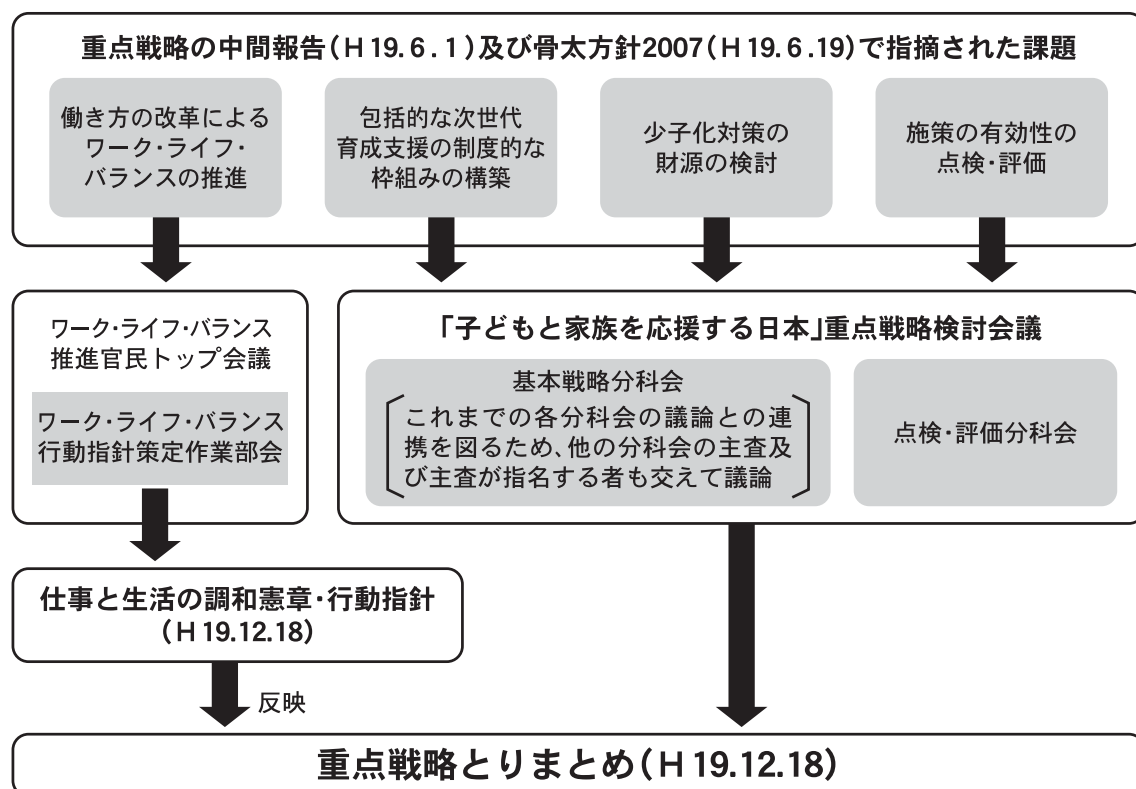
図1 少子化対策の経緯



資料：平成20年度少子化白書

「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」において示された少子高齢化についての一層厳しい見通し等を踏まえ、平成19年に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設置されました。ここでとりまとめられた中間報告において最優先課題とされた、働き方の改革による仕事と生活の調和の実現については、「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定され、重点戦略に反映されています。

図2 重点戦略と憲章・行動指針の策定に向けての検討経緯及び体制

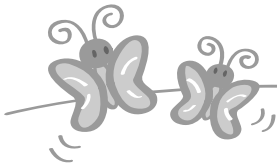


資料：平成20年度少子化白書

3 計画の位置づけ

(1) 計画策定の義務

「次世代育成支援行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みを促進することを目的とする10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」によって、地方公共団体に策定が義務付けられた計画となっています。



(2) 具体的な定量的目標の設定と事後評価の必要性

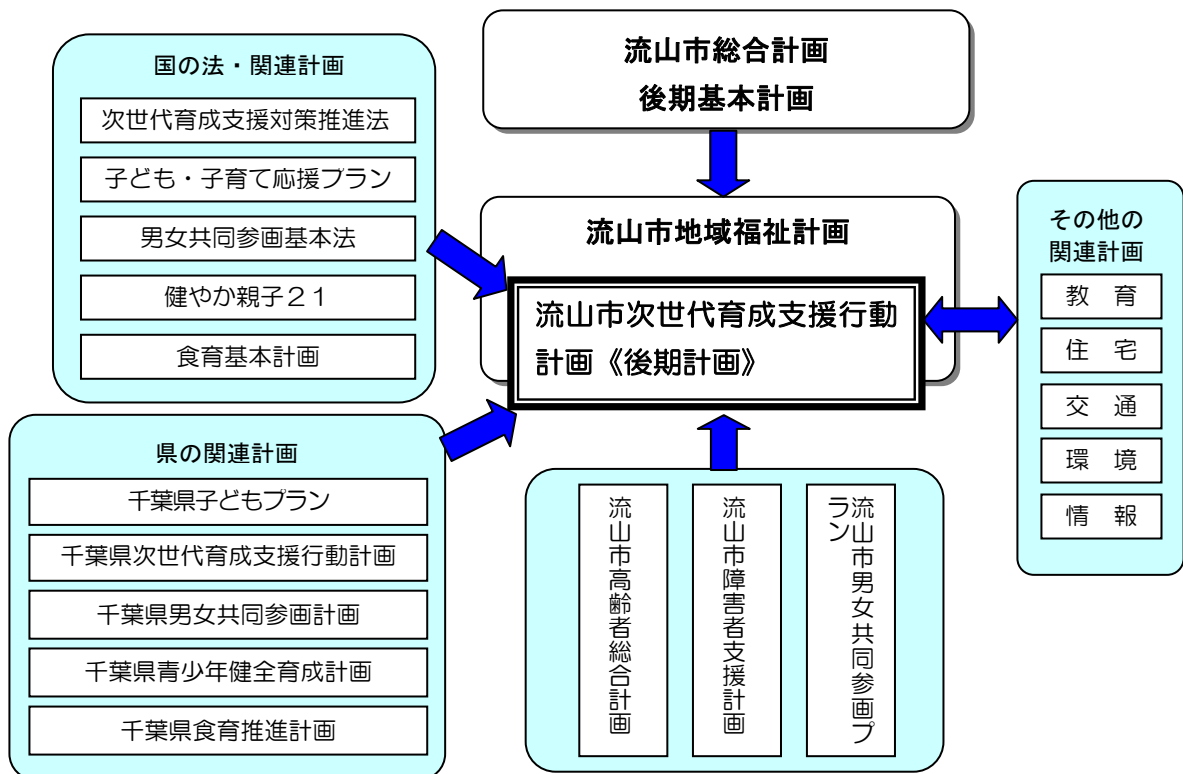
計画期間は5年を一期として、この間に達成すべき目標事業量、施策目標など具体的な定量的目標の設定が必要とされているとともに、その達成状況の検証などの事後評価とその結果の公表が求められています。

(3) 後期行動計画の位置づけ

次世代育成支援計画は、次世代を育む若い世代の支援を含む広義の「子育ての社会化」をめざすものであり、あらゆる行政施策を子育ての面から見直し、統合した行動計画として位置づけられています。本市においては、平成17年3月に「流山市次世代育成支援行動計画」を策定し、その後の社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化等に迅速に対応していくために見直しを行い、「次世代育成支援行動計画（後期）」を策定しました。

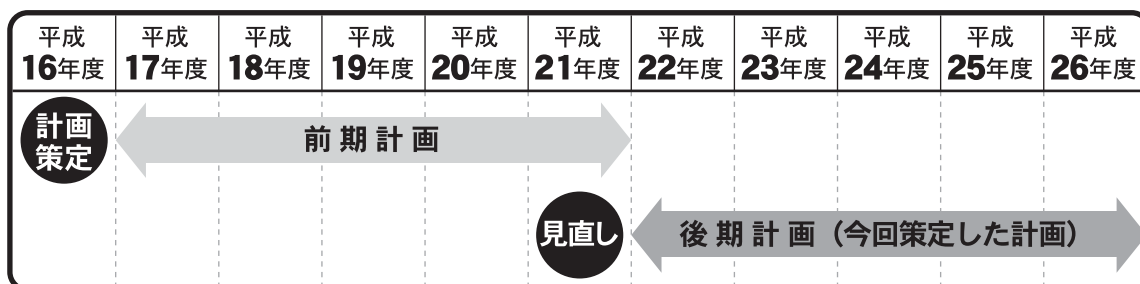
4 他計画との調和

後期行動計画は、流山市の全体的な計画である「流山市総合計画 後期基本計画」に基づく「流山市地域福祉計画」の部門別の個別計画として、「流山市次世代育成支援行動計画（前期）」を引き継ぐとともに、その他の法律の規定により、次世代育成支援に関する事項を定める関連計画等との調和が保たれたものとしてします。



5 計画の期間

行動計画は5年を一期として策定するものとされており、最初に策定した行動計画（前期計画）は、平成17年度から平成21年度までを計画期間としています。それを引き継ぐために策定する行動計画（後期計画）は、前期計画に係る必要な見直しを行った上で、平成22年度から平成26年度までを後期計画期間として、平成21年度に策定しました。



児童憲章（昭和26年5月5日制定）

われらは日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分整った教育の施設を用意せられる。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育をうける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体の不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

第2章



流山市の現況

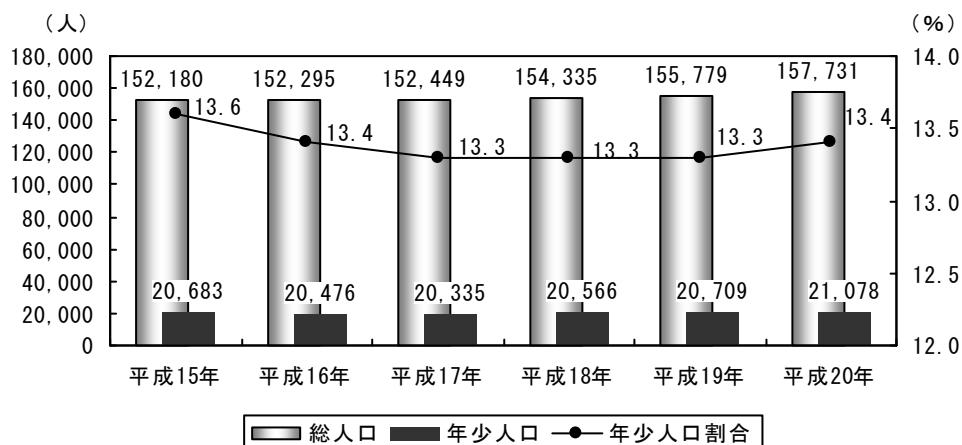


第2章 流山市の現況

1 人口動態と子どもの世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

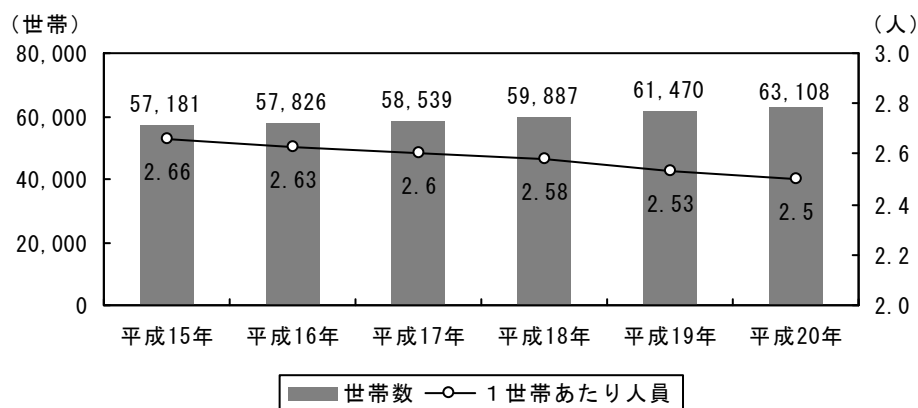
流山市の人口は、平成20年4月1日現在、157,731人で平成15年から増加傾向で推移し、5,551人の増加となっています。年少人口（15歳未満）も人口増加に伴い、平成17年以降、増加傾向にあり、年少人口割合は平成20年4月時点で13.4%と横ばいから上昇傾向となっています。



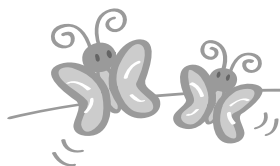
資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成15年から増加傾向で推移し、平成20年4月1日現在、63,108世帯で平成15年から5,927世帯の増加となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、平成20年4月現在の1世帯あたりの人員は2.50人となっています。



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）



(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成17年時点の核家族世帯（38,825世帯）は、総世帯数（57,233世帯）の67.8%を占め、「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」世帯の増加が顕著となっています。また、核家族世帯の56.4%が「夫婦と子ども」の世帯となっています。

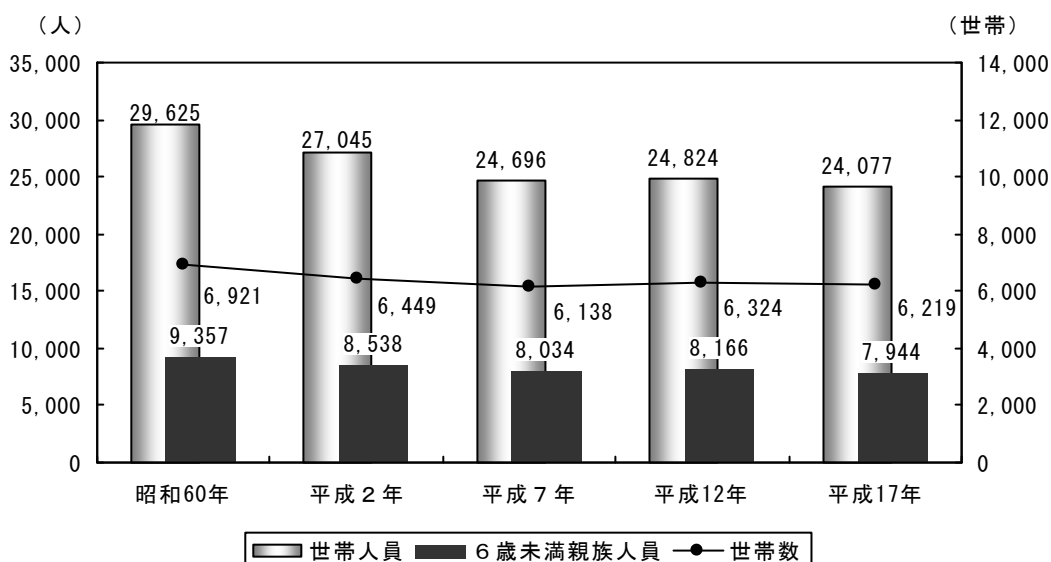
単位：世帯

家族類型別世帯数	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	6歳未満親族のいる世帯（平成17年再掲）	18歳未満親族のいる世帯（平成17年再掲）
総世帯数	43,914	48,819	53,176	57,233	6,219	14,690
A 親族世帯	36,420	39,388	42,118	43,676	6,219	14,681
I 核家族世帯	31,320	34,162	37,012	38,825	5,504	12,604
(1)夫婦のみ	5,990	8,067	10,486	12,457	-	2
(2)夫婦と子ども	22,657	22,867	22,667	21,916	5,321	11,522
(3)男親と子ども	441	550	655	745	13	122
(4)女親と子ども	2,232	2,678	3,204	3,707	170	958
II その他の親族世帯	5,100	5,226	5,106	4,851	715	2,077
(5)夫婦と両親	143	157	180	172	-	1
(6)夫婦とひとり親	331	430	540	628	-	-
(7)夫婦、子どもと両親	1,194	1,088	912	764	197	547
(8)夫婦、子どもとひとり親	2,132	2,193	1,953	1,684	215	814
(9)夫婦と他の親族（親、子どもを含まない）	84	86	109	126	6	25
(10)夫婦、子どもと他の親族（親を含まない）	306	293	377	404	123	294
(11)夫婦、親と他の親族（子どもを含まない）	84	87	79	57	3	6
(12)夫婦、子ども、親と他の親族	370	290	252	221	121	187
(13)兄弟姉妹のみ	155	210	271	263	-	1
(14)他に分類されない親族世帯	301	392	433	532	50	202
B 非親族世帯	77	142	221	307	-	-
C 単独世帯	7,417	9,289	10,837	13,250	-	9

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 6歳未満親族のいる一般世帯の推移

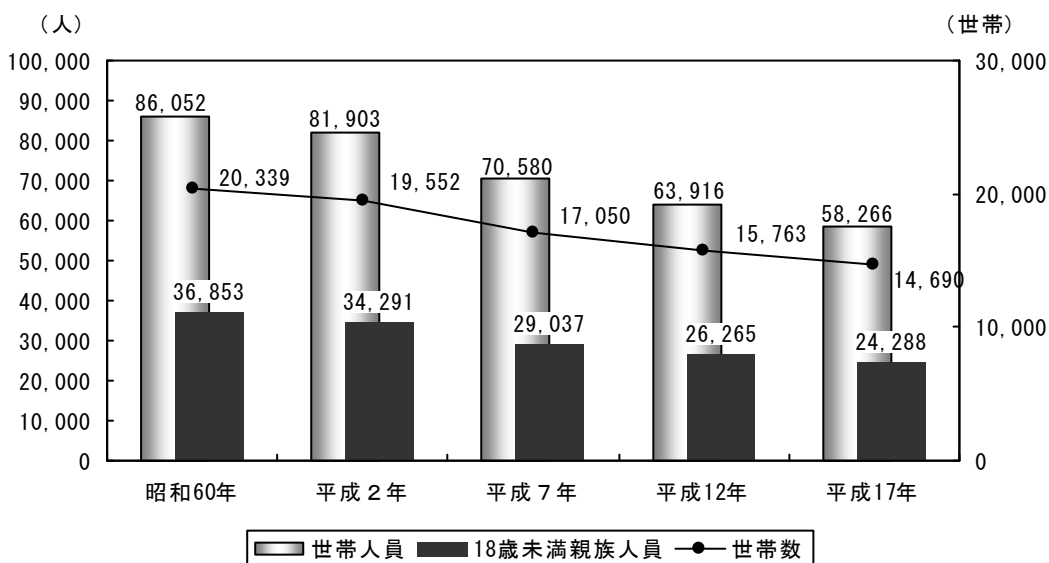
国勢調査によると6歳未満の親族のいる世帯数は、平成17年時点、6,219世帯で、世帯人員は24,077人となっています。また、6歳未満親族人員は7,944人となっており、1世帯あたりの6歳未満人員は1.28人でいずれも減少傾向で推移しています。



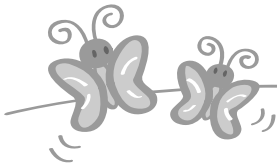
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 18歳未満親族のいる一般世帯の推移

国勢調査によると18歳未満の親族のいる世帯は、平成17年時点、14,690世帯、世帯人員は58,266人で減少傾向にあり、18歳未満親族人員は24,288人で1世帯あたりの18歳未満人員は1.65人となっており、いずれも減少傾向で推移しています。

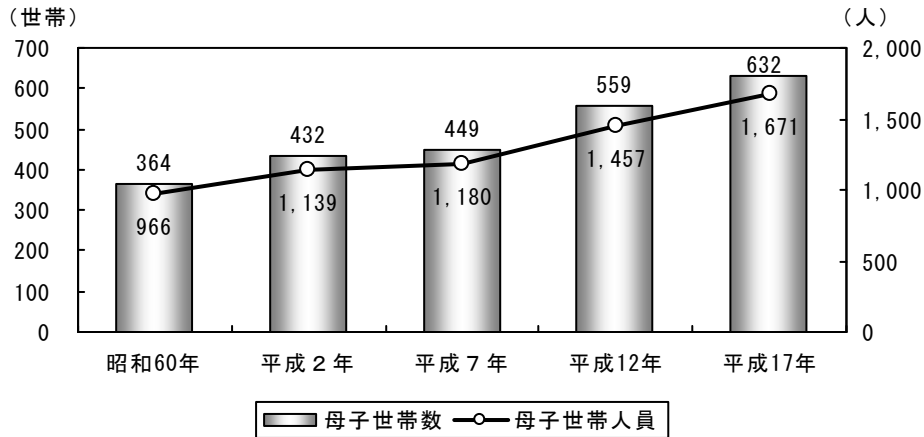


資料：国勢調査（各年10月1日現在）



(6) 母子世帯の推移

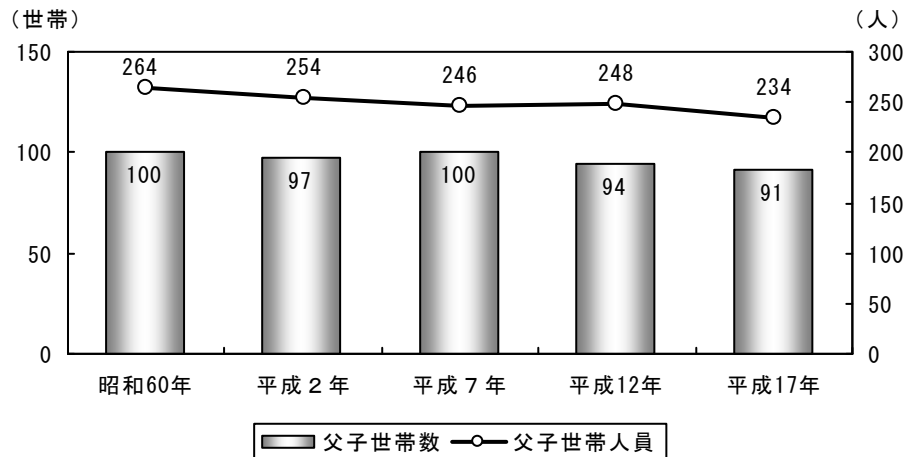
国勢調査によると母子世帯数は増加しつづけ、平成17年時点、632世帯で平成12年時点の559世帯から73世帯の増加となっています。また、母子世帯人員は平成17年時点で1,671人、1世帯あたりの人員は2.64人となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(7) 父子世帯の推移

国勢調査によると、父子世帯数は平成17年時点、91世帯で世帯人員は234人、1世帯あたりの人員は2.57人となっています。

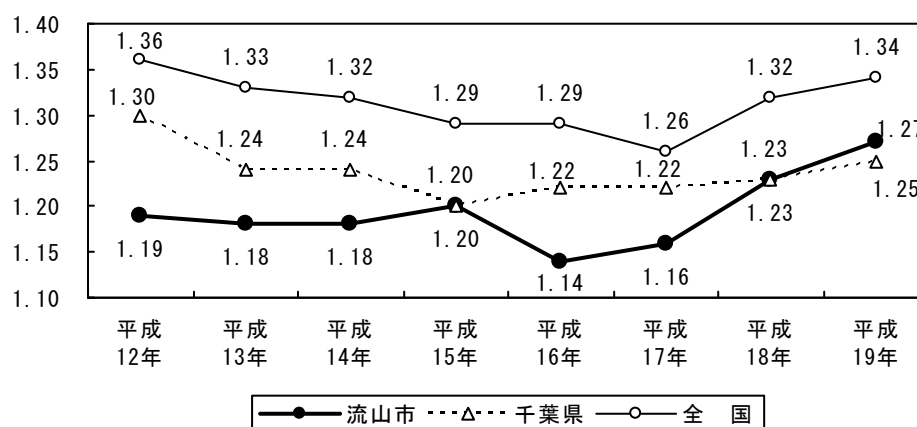


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

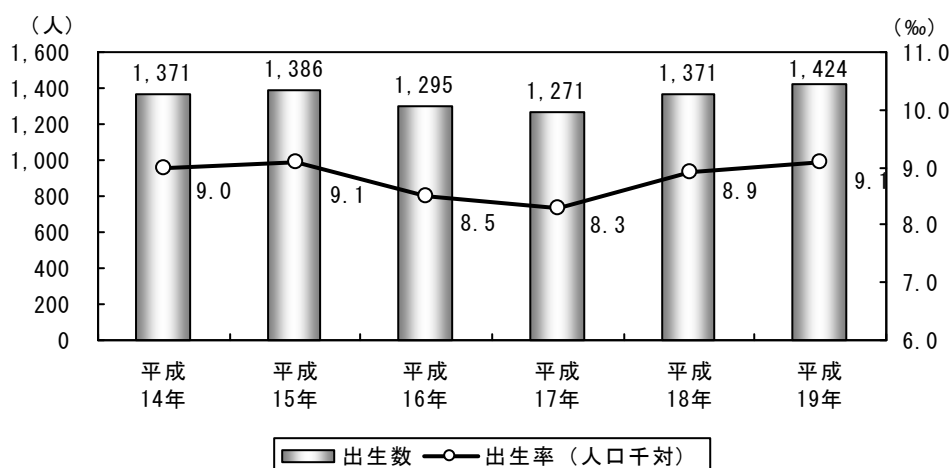
合計特殊出生率(女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数)の推移をみると、平成16年には1.14まで減少しましたが、その後、増加に転じて平成19年には1.27となり、県の1.25を上回っているものの全国の1.34は下回っており、人口を維持する2.08に比べると大きく下回っています。



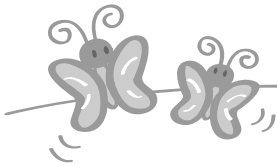
資料：千葉県健康福祉指導課

(2) 出生数、出生率（人口千対）の推移

出生数、出生率（人口千対）の推移では、出生数は平成17年の1,271人まで減少し、平成19年時点では1,424人、出生率は9.1パーミル（パーミル）で増加傾向となっています。

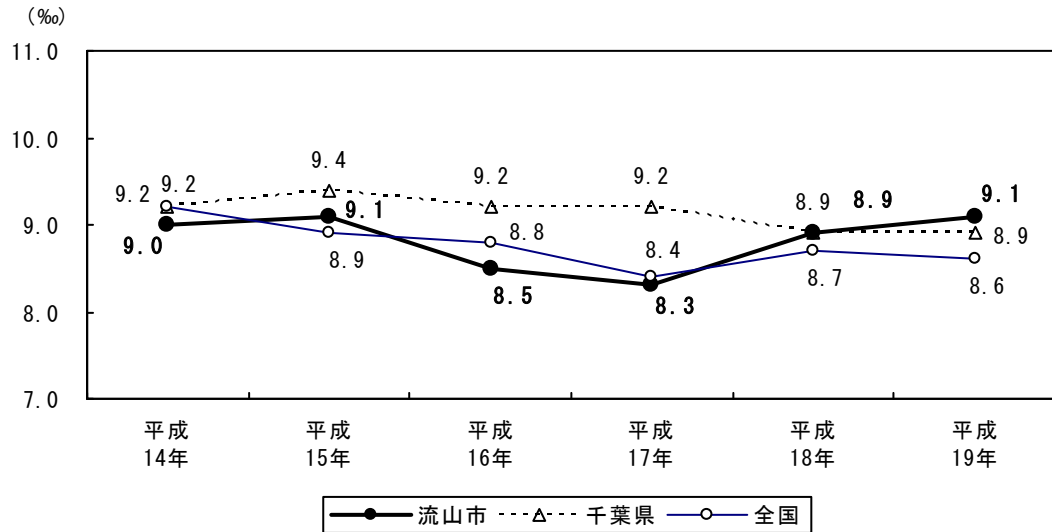


資料：人口動態統計
パーミル：千分率



(3) 出生率（人口千対）の推移の比較

出生率（人口千対）の推移を全国、県と比較すると、平成18年までは県を下回って推移していましたが、平成19年時点では9.1‰で全国及び県を上回っています。



資料：人口動態統計

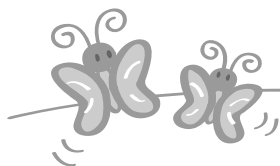
(4) 未婚率の推移と比較（男性）

国勢調査によると平成17年時点の男性の未婚率は、30～34歳が47.9%、35～39歳では29.2%となっており、30代後半の約3人に1人は未婚者となっています。25歳以上の年齢層で平成12年の未婚率を上回っています。

単位：%

	流山市				千葉県	全国
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年
15～19歳	99.3	99.8	99.7	99.7	99.7	99.6
20～24歳	93.8	95.1	95.9	95.9	94.6	93.4
25～29歳	66.4	69.5	71.4	75.9	74.4	71.4
30～34歳	30.8	38.3	42.7	47.9	49.1	47.1
35～39歳	15.8	20.7	25.8	29.2	30.3	30.0
40～44歳	8.6	13.3	16.2	21.2	22.2	22.0
45～49歳	4.4	8.3	11.9	15.4	17.2	17.1
50～54歳	2.0	4.5	7.2	11.0	13.7	14.0
55～59歳	1.5	2.2	3.7	6.9	9.5	9.8
60～64歳	0.9	1.3	1.7	3.2	5.5	5.8
65～69歳	0.8	0.9	1.2	1.8	3.5	3.7
70～74歳	1.0	0.6	0.6	1.1	2.1	2.4
75～79歳	0.7	0.8	0.9	0.7	1.5	1.6
80～84歳	0.6	1.1	1.1	0.8	1.0	1.1
85歳以上	0.4	0.3	1.4	0.9	0.8	0.8

資料：国勢調査



(5) 未婚率の推移と比較（女性）

国勢調査によると平成17年時点の女性の未婚率は、30～34歳が33.9%、35～39歳が16.7%となっています。推移でみると特に、25～39歳の未婚率が高く推移しており、全国及び県を上回っており、晩婚化が進行しています。

	流山市				千葉県	全国
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年
15～19歳	98.7	99.3	99.3	99.2	99.2	99.1
20～24歳	86.7	89.6	90.5	91.2	89.6	88.7
25～29歳	41.8	49.8	57.7	62.5	60.5	59.0
30～34歳	12.7	19.8	26.1	33.9	32.0	32.0
35～39歳	5.4	8.5	13.3	16.7	17.3	18.4
40～44歳	2.9	4.7	6.9	10.9	11.0	12.1
45～49歳	2.0	2.8	4.2	6.4	7.1	8.2
50～54歳	2.4	2.0	2.8	3.7	5.0	6.1
55～59歳	1.9	2.4	2.0	2.9	3.9	5.2
60～64歳	3.2	2.0	2.6	2.0	3.0	4.2
65～69歳	2.6	3.4	1.9	2.6	3.0	3.8
70～74歳	2.1	3.0	3.4	2.0	3.2	3.9
75～79歳	2.4	2.4	3.2	3.0	3.5	3.9
80～84歳	1.7	3.3	1.9	3.0	3.0	3.2
85歳以上	1.5	1.1	1.7	2.1	2.0	2.0

資料：国勢調査

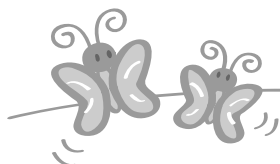
(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、平成17年時点の男性の労働力率は、25歳以上で国及び県より高くなっていますが、推移でみると生産年齢層で低下しており、平成12年時点と比較しても全体的に低くなっています。

単位：％

	流山市				千葉県	全国
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年
15～19歳	14.5	13.3	14.1	16.4	17.2	17.4
20～24歳	62.1	62.7	57.3	56.2	65.0	67.5
25～29歳	96.9	96.1	92.9	89.4	88.0	88.3
30～34歳	99.0	98.3	96.0	93.7	91.1	91.4
35～39歳	99.3	99.0	97.0	94.9	92.5	92.6
40～44歳	99.5	99.0	97.6	95.6	93.4	93.7
45～49歳	99.4	99.0	97.4	95.9	94.1	94.4
50～54歳	99.1	98.8	97.5	95.8	93.7	93.8
55～59歳	96.8	97.9	96.2	94.5	92.4	92.2
60～64歳	80.1	82.1	74.3	74.9	72.6	73.1
65～69歳	54.7	55.6	45.8	47.5	47.1	50.3
70～74歳	34.6	34.1	25.4	27.9	29.8	33.6
75～79歳	23.5	24.1	17.2	17.3	20.0	23.2
80～84歳	9.8	12.9	12.8	10.8	13.1	15.8
85歳以上	5.4	3.1	5.4	6.4	6.9	8.1

資料：国勢調査



(7) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

国勢調査によると平成17年時点の女性の労働力率は、平成2年から25～69歳で上昇傾向で推移しており、特に45～49歳では7割弱の労働力率となっています。男性の労働力は下降から停滞、女性の労働力は上昇していることがうかがえます。

単位：%

	流山市				千葉県	全国
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年
15～19歳	13.2	12.0	13.7	17.4	17.4	16.8
20～24歳	71.6	70.2	66.9	64.3	67.3	67.7
25～29歳	58.8	64.9	70.0	72.9	71.4	71.6
30～34歳	36.6	43.3	49.5	57.9	58.3	61.6
35～39歳	44.3	46.4	49.7	54.7	57.2	62.3
40～44歳	54.5	56.6	57.9	64.3	65.3	69.5
45～49歳	57.7	59.5	62.0	68.6	69.4	72.7
50～54歳	51.7	55.7	56.3	61.6	64.8	68.3
55～59歳	39.2	46.0	46.2	51.0	55.7	59.7
60～64歳	23.9	28.7	29.7	31.3	36.7	40.4
65～69歳	17.6	17.8	15.4	18.7	22.4	25.9
70～74歳	10.5	12.0	10.1	10.3	14.2	16.3
75～79歳	4.2	6.3	7.3	7.2	9.6	10.4
80～84歳	3.0	3.6	3.8	4.8	5.3	5.6
85歳以上	0.7	1.1	2.1	1.4	2.0	2.1

資料：国勢調査

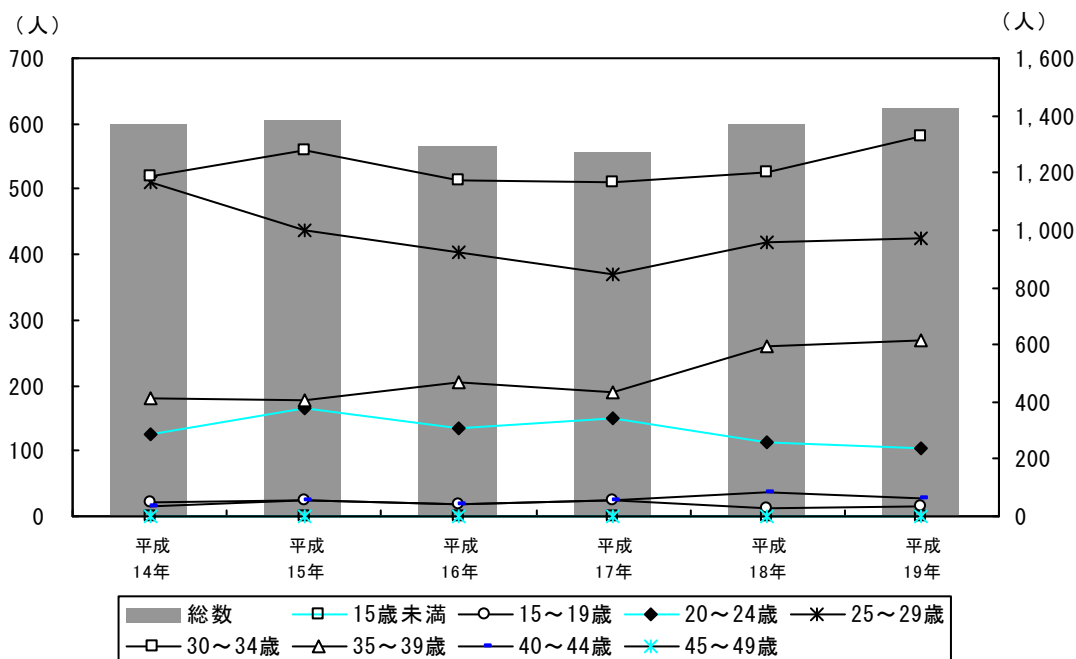
(8) 母親の年齢階級別出生数の推移

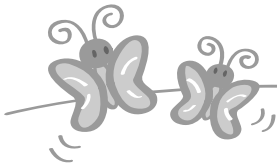
母親の年齢階級別出生数の推移をみると、30～34歳が出生数の最も多い年齢階級となっています。また、20～24歳が減少傾向にあり、35～39歳が増加傾向を示し、晩産化が進行していることがうかがえます。

単位：人

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
総数	1371	1386	1295	1271	1371	1424
15歳未満	-	1	-	-	-	-
15～19歳	20	24	19	24	12	14
20～24歳	126	164	136	151	114	105
25～29歳	510	436	402	369	420	426
30～34歳	519	560	514	511	527	581
35～39歳	181	178	205	191	261	270
40～44歳	14	23	19	24	37	28
45～49歳	1	-	-	1	-	-

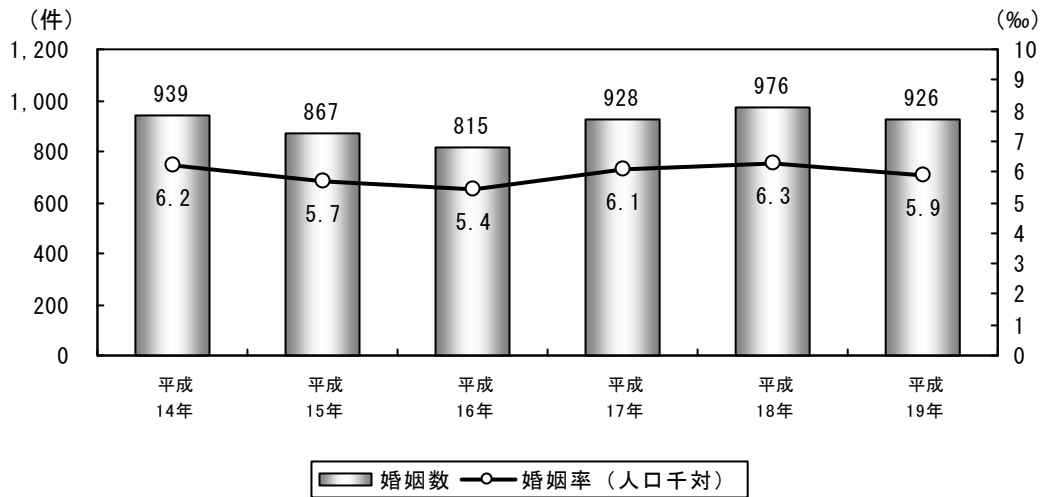
資料：人口動態統計





(9) 婚姻数、婚姻率（人口千対）の推移

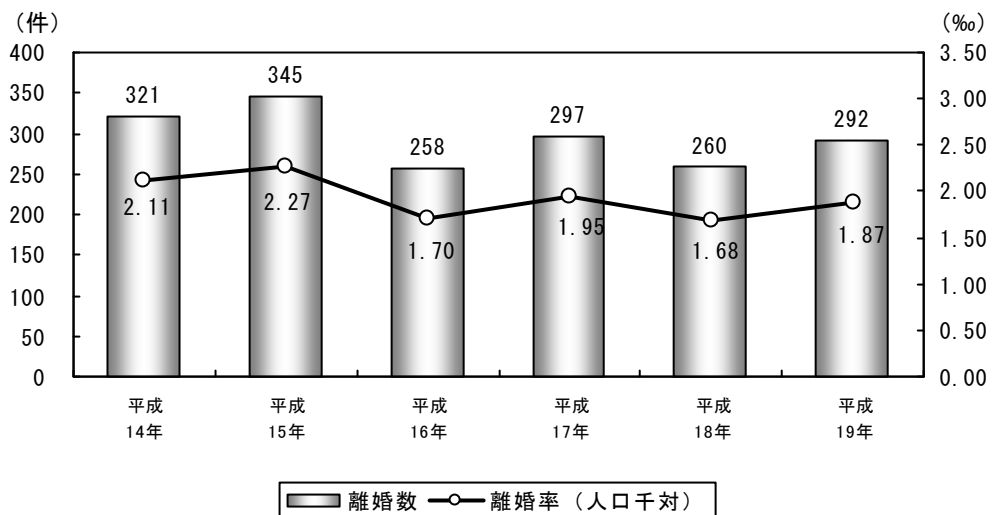
婚姻数は、平成14年の939組から増減を繰り返し、平成19年時点では926組となっており、婚姻率をみると5.9‰となっています。



資料：人口動態統計

(10) 離婚数、離婚率（人口千対）の推移

離婚数は、平成14年から増減を繰り返し、平成19年時点では292組、離婚率は1.87‰となっています。



資料：人口動態統計

3 保育・教育環境の状況

(1) 保育所入所児童数

保育所入所児童数は、増加傾向で推移し、平成21年度は横ばいとなっています。保育所（私立）の増加が顕著となっており、平成17年度から245人の増加となっています。

(各年4月1日現在)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
入所児童数(公立)	766	765	736	758	739
入所児童数(私立)	732	846	923	969	977
合計	1,498	1,611	1,659	1,727	1,716

(2) 保育所待機児童数

保育所待機児童数は、増加傾向で推移し、平成21年4月1日現在、63人となっています。特に「1歳児」が23人で多く、3歳未満児は、44人で全体の7割を占めています。

(各年4月1日現在)

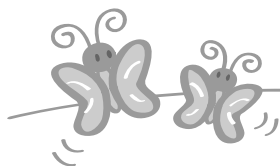
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
平成17年度	0	9	5	4	1	19
平成18年度	1	13	9	5	5	33
平成19年度	0	8	5	5	0	18
平成20年度	0	32	4	12	0	48
平成21年度	5	23	16	15	4	63

(3) 幼稚園の状況

幼稚園の入園児童数は、増加傾向で推移し、平成21年度は2,542人となっています。特に幼稚園（私立）の増加が顕著となっており、平成17年度から423人の増加となっています。

(各年5月現在) (学校基本調査)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
園児数(公立)	151	124	102	111	117
園児数(私立)	2,002	2,118	2,208	2,314	2,425
合計	2,153	2,242	2,310	2,425	2,542



(4) 学童保育（放課後児童クラブ）入所児童数

学童保育（放課後児童クラブ）の入所児童数は、増加傾向で推移し、平成21年度は1か所増設し、15か所で729人となっています。

（各年4月1日現在）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
入所児童数	556	614	678	674	729
か所数	14	14	14	14	15

(5) 小学校・中学校の状況

小学校児童数は、増加傾向で推移し、平成21年度5月現在、8,312人となっています。中学校生徒数は、平成19年度までは横ばいで推移し、平成20年度以降増加に転じており、平成21年5月現在、3,762人となっています。

（各年5月現在） （学校基本調査）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
小学校児童数	8,042	8,044	8,051	8,094	8,312
学校数	15	15	15	15	15
中学校生徒数	3,684	3,637	3,655	3,757	3,762
学校数	8	8	8	8	8

4 アンケート調査からの現状と課題

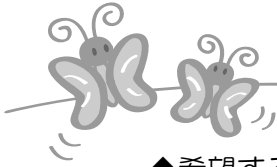
■ 就学前児童・小学生の保護者

(1) 世帯構造の特性と子どもの“保育力”について

- ◆各世帯の子どもの数では、就学前児童、小学生ともに「2人」が最も多く、その割合は、就学前児童が50.9%、小学生が53.4%で、2人以下の子ども世帯が、就学前世帯が8割強、小学校世帯が7割となっています。
- ◆子どもと同居・近居している家族の続柄では「祖母が近く」に住んでいる方が就学前児童で36.1%、小学生で28.6%、「祖父が近く」に住んでいる方が就学前児童で31.2%、小学生で22.2%となっています。
- ◆主な親族等協力者の状況については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が就学前児童で5割近くを占め、小学生も4割を超えており、子どもの預かりなど必要に応じて保護者の“養育力（保育力）”を補完してもらえる環境下の世帯が比較的多くなっています。
- ◆その一方で、「（親族や友人・知人の）いずれもいない」と回答した世帯がいずれも1割を超えており、このような世帯への十分な配慮・支援が求められます。

(2) 保護者の就労状況と今後の意向について

- ◆保護者の就労状況について、父親の場合、常勤者（フルタイム就労者）の割合が就学前児童で9割、小学生で8割を超えており、圧倒的多数を占めています。
- ◆また、就学前児童の母親の就労状況をみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」割合が過半数を占め、出産を機に離職したケースが多いことがうかがえます。その一方で、「就労している（フルタイム：病休・育休・介護休業中は含まない）」が15.9%、「就労している（パートタイム・アルバイト等）」が21.1%となっており、母親の“就労率”が全体の37.0%に上っています。
- ◆一方、小学生では、「就労している（パートタイム・アルバイト等）」と答えた母親の割合が2割を超え、「就労している（フルタイム：病休・育休・介護休業中は含まない）」を含むと母親の“就労率”が約6割となる結果です。
- ◆フルタイムで働いている母親の平均帰宅時間は、「19時台」が就学前児童で7割、小学生で6割を占めており、母親の帰宅時間に応じた子どもの保育や居場所づくりが必要であると考えられます。
- ◆パート・アルバイト等の母親の今後の就労意向をみると、フルタイム勤務を希望する割合が就学前児童で5割、小学生で4割近くを占めており、フルタイム勤務に対する潜在的なニーズの高さがうかがえます。
- ◆今後の就労意向を、現在就労していない母親にたずねた結果では、就学前児童で8割、小学生で7割が就労を希望しています。



- ◆希望する就労形態については、「パートタイム・アルバイト等による就労」が就学前児童で86.3%、小学生で86.7%といずれも高い割合となっています。

(3) 保育サービス等の利用について

- ◆保育サービスや放課後児童クラブの利用状況をみると、保育サービスでは5割近く、放課後児童クラブでは、約2割の利用がみられます。また、現在利用している保育サービスは「認可保育所」が52.8%、「幼稚園」が43.5%となっています。
- ◆保育サービスを利用している理由は、「現在就労している」が55.0%で最も多くなっています。また、放課後児童クラブを利用している理由についても、「現在就労している」が94.1%と圧倒的多数を占めています。
- ◆今後利用したいサービスは、「認可保育所」が32.0%で最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が31.2%、「病児・病後児保育」が30.8%と続いています。

(4) 子育て支援サービスに対する評価

- ◆市で実施している各種子育て支援サービスの認知度をみると、「保健センターの乳幼児健康診査」が93.8%、「保健センターの育児相談」と「児童館・児童センター」が各89.6%、「子育てサロンなど」が83.7%といずれも高率になっている一方で、「家庭教育に関する学級・講座」が20.5%、「NPO団体等の活動」が22.0%、「教育相談センター・教育相談室」が25.6%で、サービスごとの認知度に大きな差が見られます。
- ◆サービスの利用状況をみると、「保健センターの乳幼児健康診査」が87.0%で最も高く、次いで「児童館・児童センター」が58.6%、「市のホームページ」が54.2%となっています。総体的に見ると、認知度の高いサービスほど利用頻度が高い傾向となっています。
- ◆今後の利用意向をみると、「保健センターの乳幼児健康診査」が74.6%で最も多く、次いで「児童館・児童センター」が73.3%、「市のホームページ」が71.5%となっています。

■ 中学生

(1) 毎日の生活について

- ◆ 休日の過ごし方については、「ゲームをする」が32.4%で最も多く、次いで「友達と会って話す」が29.5%、「家族と出かける」が24.7%と続いています。
- ◆ 起床時間は、「6時頃」が36.5%で最も多く、就寝時間は、「23時頃」が37.1%で最も多くなっています。寝不足になることの有無については、82.3%が「ある、ときどきある」と答えています。
- ◆ 朝食の摂取については、全体の約8割が「毎日食べる」と答えています。一方、「食べない」「あまり食べない」と答えた方は5%、週に3・4日抜くと答えた方が1%、週に1・2日抜くと答えた方が9.1%となっています。
- ◆ また、家族と一緒にの食事については、7割が「ほぼ毎日」となっています。

(2) 自分自身のことについて

- ◆ 地域活動・グループ活動への参加については、「スポーツ活動」が32.8%で最も多く、次いで「子ども会・育成会等青少年団体活動」が27.0%、「文化・音楽活動」が12.4%となっています。一方、「特にない」も33.0%に上っており、参加を促す取組みが必要になります。
- ◆ 地域で行ってみたいボランティア活動は、「保育に関する活動」と「ゴミリサイクル活動」が共に23.2%で最も多く、次いで「児童へのスポーツの指導」が17.6%となっています。一方、「特にない」も41.3%に上っており、地域活動・グループ活動と同様に参加を促す取組みが必要になります。
- ◆ ここ1ヶ月の不満やストレスについては、「勉強・受験」が49.0%で最も多く、次いで「友人との関係」が29.0%となっています。
- ◆ 小遣いの使い道では、「マンガや雑誌を買う」が49.2%で最も多く、次いで「食べものや飲み物を買う」が35.7%、「貯金」が33.0%となっています。
- ◆ 隣近所との接し方では、全体の65.6%が隣近所の方の顔・名前を「知っている」と答えている一方、隣近所で親しくしていて、訪問したりする家の有無については、全体の66.6%が「ない」と答えています。

(3) 自分の考えについて

- ◆ 流山市に住みたいかでは、「住みたい」が18.7%、「住みたくない」が24.7%となっています。
- ◆ 大人になることとは、「自立すること」が66.6%で最も多く、次いで「働くこと」が57.5%、「自分の行動に責任をとれること」が49.8%となっています。
- ◆ 家庭での家事分担の考えについては、「2人で協力するべきだと思う」が8割を超え、高い割合となっています。
- ◆ 少子・高齢化の影響についての認知度は、「若い人が減って経済活動が低迷する」が51.5%、「人口が減り、地域に活気がなくなる」が46.1%となっています。



第3章



前期計画の中間評価

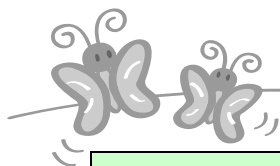
第3章 前期計画の中間評価

1 施策評価の方法とその状況

評価手法としては、事業を主体的に実施する担当課が目標の達成度の状況を「事業評価シート」を用いて検討し、担当課の視点から評価を行いました。

評価ランクは、「A=目標達成・目標に向かって改善」「B=横ばい・継続」「C=停滞・事業を未実施」「事業終了・評価なし」の4分類としました。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
1 子育てを支援する地域づくり					
① 情報提供・相談体制の充実	21	11	9	1	0
② 地域における子育て支援サービスの充実	13	7	2	4	0
③ 子育て支援のネットワークづくり	2	1	1	0	0
④ 経済的支援の充実	13	7	6	0	0
計	49	26	18	5	0
2 子どもと母親の健康づくり					
① 子どもや母親の健康の確保	8	3	5	0	0
② 食育の推進	10	2	8	0	0
③ 思春期保健対策の充実	10	2	6	2	0
④ 小児医療の充実	1	1	0	0	0
計	29	8	19	2	0
3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり					
① 子どもの人権の擁護	9	0	8	1	0
② 次代の親の育成	6	1	3	2	0
③ 教育環境の充実	21	3	17	1	0
④ 家庭の教育力の向上	2	2	0	0	0
⑤ 地域活動の充実	11	1	8	1	1
⑥ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	7	2	5	0	0
計	56	9	41	5	1
4 安全で安心な生活環境づくり					
① 安全なまちづくりの推進	5	2	2	0	1
② 安心して外出できる環境の整備	4	3	1	0	0
計	9	5	3	0	1
5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり					
① 多様な働き方のできる環境の整備	4	3	1	0	0
② 仕事と子育ての両立の推進	5	1	2	2	0
③ 保育サービスの充実と多様化	10	4	6	0	0
計	19	8	9	2	0
6 子どもの安全を守る体制づくり					
① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	6	4	2	0	0
② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	14	11	1	2	0
計	20	15	3	2	0



施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
7 保護が必要な子どもへの支援体制づくり					
① 児童虐待防止対策の充実	14	4	10	0	0
② ひとり親家庭への支援の充実	2	1	1	0	0
③ 障害児のいる家庭への支援の充実	5	2	3	0	0
計	21	7	14	0	0
事業合計	203	78	107	16	2

2 基本目標別の中間評価

基本目標1 子育てを支援する地域づくり

基本目標1の「子育てを支援する地域づくり」は、49事業のうちA評価が26事業、B評価が18事業、C評価が5事業で、実施事業の53.1%がA評価となっています。

施策名①「情報提供・相談体制の充実」は、21事業のうちA評価が11事業、B評価が9事業、C評価が1事業となっています。C評価は「子育て広場の充実」で、インターネットによる相談は未実施のため、C評価となっています。

施策名②「地域における子育て支援サービスの充実」は、13事業のうちA評価が7事業、B評価が2事業、C評価が4事業となっています。C評価のうち、「つどいの広場」は他団体で類似事業が実施されているため未実施、「幼保一元化施設」は子ども家庭課、学校教育課、保育課がいずれも未実施となっています。

施策名③「子育て支援のネットワークづくり」は、2事業のうちA評価が1事業、B評価が1事業となっています。

施策名④「経済的支援の充実」は、13事業のうちA評価が7事業、B評価が6事業となっています。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
1 子育てを支援する地域づくり					
① 情報提供・相談体制の充実	21	11	9	1	0
② 地域における子育て支援サービスの充実	13	7	2	4	0
③ 子育て支援のネットワークづくり	2	1	1	0	0
④ 経済的支援の充実	13	7	6	0	0
計	49	26	18	5	0

基本目標2 子どもと母親の健康づくり

基本目標2の「子どもと母親の健康づくり」は、29事業のうちA評価が8事業、B評価が19事業、C評価が2事業で、実施事業の27.6%がA評価となっています。

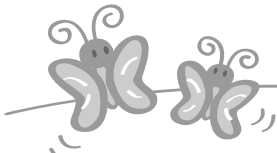
施策名①「子どもや母親の健康の確保」は、8事業のうちA評価が3事業、B評価が5事業となっています。

施策名②「食育の推進」は、10事業のうちA評価が2事業、B評価が8事業となっています。

施策名③「思春期保健対策の充実」は、10事業のうちA評価が2事業、B評価が6事業、C評価が2事業となっています。C評価は健康増進課担当の「思春期相談体制の充実」と「学校保健と地域保健の連携強化」で、電話相談の受付であったこと、学校保健や地域保健等の情報の共有化の会議が開催できなかったことが評価理由となっています。

施策名④「小児医療の充実」は、「救急医療体制の充実」がA評価となっています。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
2 子どもと母親の健康づくり					
① 子どもや母親の健康の確保	8	3	5	0	0
② 食育の推進	10	2	8	0	0
③ 思春期保健対策の充実	10	2	6	2	0
④ 小児医療の充実	1	1	0	0	0
計	29	8	19	2	0



基本目標3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり

基本目標3の「子どもが健やかに成長できる教育環境づくり」は、56事業のうちA評価が9事業、B評価が41事業、C評価が5事業で、実施事業の16.4%がA評価となっています。

施策名①「子どもの人権の擁護」は、9事業のうちA評価はなし、B評価が8事業、C評価が1事業となっています。障害者支援課の「指導者の育成」事業は、具体的な実績がなかったためC評価となっています。

施策名②「次代の親の育成」は、6事業のうちA評価が1事業、B評価が3事業、C評価が2事業となっています。障害者支援課の「小・中・高校生ふれあい体験学習」と「小・中・高校生の保育ボランティア受け入れ」がいずれも具体的な実績がなかったためC評価となっています。

施策名③「教育環境の充実」は21事業のうちA評価が3事業、B評価が17事業、C評価が1事業となっています。子ども家庭課が担当する「世代間交流」は未実施のためC評価となっています。

施策名④「家庭の教育力の向上」は2事業ともA評価となっています。

施策名⑤「地域活動の充実」は11事業のうちA評価が1事業、B評価が8事業、C評価が1事業、評価なしが1事業で、子ども家庭課の「ボランティアの育成・推進」は未実施のためC評価となっています。

施策名⑥「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」は7事業のうちA評価が2事業、B評価が5事業となっています。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり					
① 子どもの人権の擁護	9	0	8	1	0
② 次代の親の育成	6	1	3	2	0
③ 教育環境の充実	21	3	17	1	0
④ 家庭の教育力の向上	2	2	0	0	0
⑤ 地域活動の充実	11	1	8	1	1
⑥ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	7	2	5	0	0
計	56	9	41	5	1

基本目標4 安全で安心な生活環境づくり

基本目標4の「安全で安心な生活環境づくり」は、9事業のうちA評価が5事業、B評価が3事業で、実施事業の55.6%がA評価となっています。

施策名①「安全なまちづくりの推進」は、5事業のうちA評価が2事業、B評価が2事業で、「公共施設の整備」は多くの課で公共施設の建設及び管理を実施しているため、統一的な評価はなしとなっています。

施策名②「安心して外出できる環境の整備」は、4事業のうちA評価が3事業、B評価が1事業となっています。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
4 安全で安心な生活環境づくり					
① 安全なまちづくりの推進	5	2	2	0	1
② 安心して外出できる環境の整備	4	3	1	0	0
計	9	5	3	0	1

基本目標5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

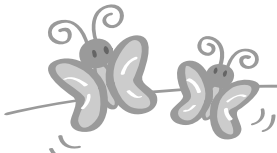
基本目標5の「男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり」は、19事業のうちA評価が8事業、B評価が9事業、C評価が2事業で、実施事業の42.1%がA評価となっています。

施策名①「多様な働き方のできる環境の整備」は、4事業のうちA評価が3事業、B評価が1事業となっています。

施策名②「仕事と子育ての両立の推進」は、5事業のうちA評価が1事業、B評価が2事業、C評価が2事業となっています。C評価の事業は、子ども家庭課と保育課の「育児への父親の参加」で、いずれも未実施となっています。

施策名③「保育サービスの充実と多様化」は10事業のうちA評価が4事業、B評価が6事業となっています。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり					
① 多様な働き方のできる環境の整備	4	3	1	0	0
② 仕事と子育ての両立の推進	5	1	2	2	0
③ 保育サービスの充実と多様化	10	4	6	0	0
計	19	8	9	2	0



基本目標6 子どもの安全を守る体制づくり

基本目標6の「子どもの安全を守る体制づくり」は、20事業のうちA評価が15事業、B評価が3事業、C評価が2事業で、実施事業の75.0%がA評価となっています。

施策名①「子どもの交通安全を確保するための活動の推進」は、6事業のうちA評価が4事業、B評価が2事業となっています。

施策名②「子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」は、14事業のうちA評価が11事業、B評価が1事業、C評価が2事業となっています。C評価の事業は、学校教育課の「関係機関、団体との情報交換」と「安全管理の促進」で、具体的な事業は実施していないため、C評価となっています。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
6 子どもの安全を守る体制づくり					
① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	6	4	2	0	0
② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	14	11	1	2	0
計	20	15	3	2	0

基本目標7 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

基本目標7の「保護が必要な子どもへの支援体制づくり」は、21事業のうちA評価が7事業、B評価が14事業で、実施事業の33.3%がA評価となっています。

施策名①「児童虐待防止対策の充実」は、14事業のうちA評価が4事業、B評価が10事業となっています。

施策名②「ひとり親家庭への支援の充実」は、2事業のうちA評価が1事業、B評価が1事業となっています。

施策名③「障害児のいる家庭への支援の充実」は、5事業のうちA評価が2事業、B評価が3事業となっています。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
7 保護が必要な子どもへの支援体制づくり					
① 児童虐待防止対策の充実	14	4	10	0	0
② ひとり親家庭への支援の充実	2	1	1	0	0
③ 障害児のいる家庭への支援の充実	5	2	3	0	0
計	21	7	14	0	0

第4章



基本理念と基本的な考えかた



第4章 基本理念と基本的な考えかた

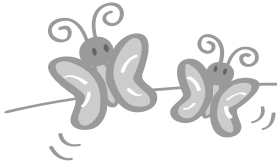
1 計画の基本理念

子どもがすくすく育ち みんなで子育てできるまち 流山

子ども一人ひとりが健やかに育ち、すべての親たちが子育てに喜びを見出すことができるような社会を築いていくことが求められています。

急速に少子高齢化が進展する今日、子育ては、次代を担う子どもたちを育むという重要な課題であり、子育てがもはや家庭の問題だけではなく、家庭での子育てを基本としながらも、地域社会全体で子育て家庭を支えていくべきものであることが鮮明となっています。

流山市は、子ども一人ひとりが個性や自主性を伸ばし、親たちが地域の人々とともに安心して子どもを生き育てられる社会を実現するため、「子どもがすくすく育ち みんなで子育てできるまち 流山」を基本理念として、子育て支援の施策を推進します。



2 基本的視点

本計画は、それぞれの立場から子どもが健やかに育つ、育てる環境整備を考慮して、以下に示す3つの視点から策定しています。

基本的視点Ⅰ 子どもの育つ力を伸ばす

基本的視点Ⅱ 家庭の育てる力を強める

基本的視点Ⅲ 地域のみんなで子育てを支える

基本的視点Ⅰ 子どもの育つ力を伸ばす

いじめや児童虐待などが深刻な社会問題として浮上する中で、「児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）」の批准を契機として、子どもの人権を尊重することの重要性が社会に認識されつつあります。

しかしながら、子どもを保護の対象としてではなく、一人の人格として捉え、その個性や自発性を尊重していく、という考え方は、依然として十分に認識されているとはいえません。

現代社会においては、子どもが自由に学び、遊ぶ機会や場所、子ども同士や、子どもと高齢者がお互いに交流する機会が少なくなっており、子どもが自らのもっている育つ力を十分に伸ばすことが難しい状況にあります。

子どもが、その個性と可能性を十分に伸ばし、豊かな人間性を育み、次代の親へと成長できるよう、子どものもっている育つ力を伸ばしていく環境づくりが求められています。

基本的視点Ⅱ 家庭の育てる力を強める

家族がお互いに、協力し合いながら、深い愛情と理解をもって、子どもを育み、子どもを健やかに育てることのできる家庭を築いていくことが必要です。

しかし、核家族化の進展や地域との人間関係の希薄化などによって、家庭の子育て機能は低下してきています。

こうした状況の中であって、男性の育児への参加を促進するとともに、子育て家庭の親たちに、子育ての知識や情報を積極的に提供し、安心して子どもに接することができるよう、家庭の「育てる力」を強めていくことが必要です。また、親は、子どもを育てるという経験を通じて、自らも、様々なことを学習し、成長していくことができます。子育ては、子どもと親とが、ともに育つ機会でもあるのです。

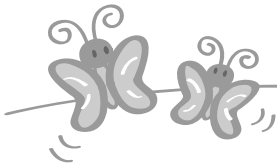
子どもを生み、育てて行きたいと考えている人が、安心して子どもをもち、育てることの喜びや楽しさを実感し、子どもとともに成長していけるような環境づくりが求められています。

基本的視点Ⅲ 地域みんなで子育てを支える

子どもとその家庭を地域全体で支えていくためには、各種保育サービスの充実と多様化、仕事と子育ての両立できる就労環境、地域の人々の子育て支援への参加など、社会全体で子育てを支援していく体制づくりが不可欠です。

とくに、地域の中で、子育て中の親同士、また、子育て経験のある年長者との交流を通じて、子育て情報の交換、相談、子どもの一時的預かりなど、お互いの支えあいの輪を広げていくことが重要です。

地域みんなで子どもを育てる、という観点に立って、地域の人々が、子どもたちを温かく見守り、その親たちを優しく支えていくような地域づくりが求められています。



3 基本目標

本計画では、基本理念と基本的視点に立って、次の7つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

- 基本目標1 子育てを支援する地域づくり
- 基本目標2 子どもと母親の健康づくり
- 基本目標3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり
- 基本目標4 安全で安心な生活環境づくり
- 基本目標5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり
- 基本目標6 子どもの安全を守る体制づくり
- 基本目標7 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

1 子育てを支援する地域づくり

核家族化や都市化の進展により、世代間で、自然に子育てに関する知識を伝えていくことが困難になっているとともに、地域の間人関係が希薄化し、子育て家庭が孤立化する傾向があります。

こうした状況の中で、子育て中の親は、相談相手や手助けもなく、不安や悩みを抱えることとなります。

子育ての基本は家庭にあります。もはや、子育てを家庭だけが担うことは困難な状況にあります。

子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできるよう、各種の保育サービスの充実と多様化や経済的支援を進め、子育て中の親たちが、様々な年代の子育て経験のある人々と自由に交流し、助け合えるような場所や機会を提供するなど、地域の人々も参加した子育て支援体制を構築していきます。

2 子どもと母親の健康づくり

妊娠・出産から、子どもの思春期まで、子どもとその家族の心身の健康を維持・増進していくための支援を充実させることが求められています。

妊娠・出産・産後は心身の変化が激しく、母親は様々な不安や悩みを抱えることとなります。そこで、この時期に母親の心身の健康づくりを支えていくことが重要です。

また、乳幼児期は、生涯を通じた健康づくりの出発点であり、子どもの頃から適切な生活習慣を身に付けられるよう、親子の健康づくりを支援していくことが必要です。

さらに、学童期から思春期は子どもが心身ともに著しく成長する時期であります。この時期を通じて、子どもは、友達や親、周囲の人々との関係の中で、悩み成長していき

ますが、そうした心の成長を支えていく仕組みをつくることも大切です。

このように、妊娠・出産から、乳幼児、学童、思春期まで、子どもとその親の心身の健やかな成長を支援していくために、ライフステージの変化に対応して、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、総合的な取り組みをしていきます。

3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり

子どもが、社会や生活環境の変化に柔軟に対応できるよう、自主的な学習意欲と的確な判断力を身につけるとともに、他人への思いやりや自然への愛情を育み、心身ともに健やかに成長できる環境づくりが求められています。

そのためには、家庭、学校、地域など様々な学習の機会や人々との交流を通して、子ども一人ひとりが個性を伸ばし、豊かな人間性を育ていけるよう教育環境を充実させていくことが必要です。

とくに、子どもの成長にとって、家庭教育は重要な役割を果たしますが、近年、子どもとどのように接し、しつけ、教育していいか、迷っている親が少なくありません。そこで、子育て中の親に、子育てに関する知識を伝え、経験に基づいた確かな支援ができるような仕組みをつくることが重要です。

また、子どもは、次代の社会を担う存在であり、その多くは将来、親として子どもを育てていくこととなります。

そこで、子どもの頃から、乳児や幼児に接する機会を提供することによって、子どもとのふれあいを通して、生命の尊さや子育ての意義や楽しさを、自然に学び、実感できるようにしていきます。

4 安全で安心な生活環境づくり

子どもとその家族をはじめ、高齢者や障害者まで、すべての市民が安心して利用できるよう、道路や施設のバリアフリー化が進んできています。しかしながら、依然として、道路や施設の中には、子どもとその家族にとって、利用しづらかったり、安全や防犯の面で問題があるものも見受けられます。

そこで、ユニバーサル・デザインの観点も取り入れて、道路や施設の整備・充実をさらに推進するとともに、子どもが、安心して伸び伸びと成長できるよう、子育て家庭がゆとりをもった日常生活を営めるよう支援していきます。

5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

男性も女性も、ともに仕事と子育てに参画できるような社会が求められています。

女性の社会進出が進み、改正雇用機会均等法や育児・介護休業法が施行されるなど、女性が職場で働きやすくなるための法律や制度の整備・充実が急速に進んできています。



また、男性が子育てに参加することの必要性についての認識も、若い世代を中心として、社会に浸透しつつあります。

しかしながら、依然として女性が育児休業を取得しづらい職場環境が残っているほか、男性の育児休業の取得は進まず、男性の子育てへの参加も十分とはいえません。

今後は、男女がともに子育ての責任を担い、仕事と子育てを両立させながら働くことができるよう職場環境の改善を促進するとともに、意識を変革し、従来までの働き方や家庭内の役割分担を見直していくよう意識の啓発等をしていきます。

6 子どもの安全を守る体制づくり

子どもが、社会の中で、交通事故や犯罪などの被害にあうことなく、安心して生活できる社会が求められています。

しかしながら、近年、子どもが犯罪に巻き込まれるケースが増え、深刻な社会問題となっているほか、依然として、子どもの交通事故は数多く見受けられます。

次代を担う子どもの生命を守るために、交通安全や防犯という視点に立って、まちづくりを見直すとともに、地域の人々と行政、関係機関が一体となって、防犯や交通事故の防止に取り組んでいきます。

7 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

ひとり親の家庭や障害のある子どもがいる家庭に対する支援を充実させることが求められています。

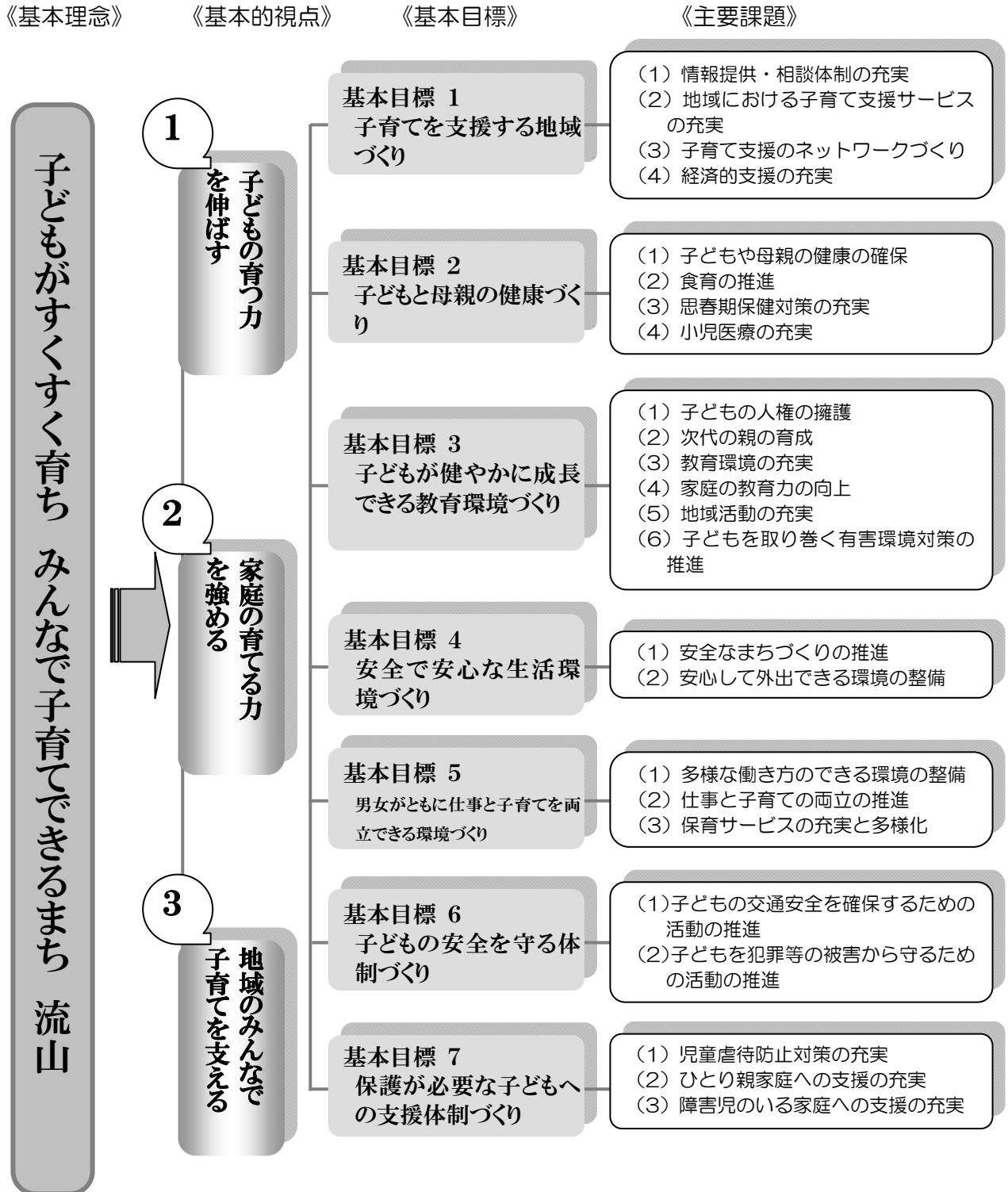
近年、離婚や事故などによって、母子家庭や父子家庭は増加する傾向にあります。また、障害のある子どもがいる家庭は、周囲の無理解や介護の負担など、深刻な課題に直面しているケースが見受けられます。

こうした子育て家庭それぞれの実情に合わせて、最も適切な子育て支援をしていくことが必要です。また、子育て家庭の孤立化が進む中であって、子育て知識や経験の不足、情報の過剰、相談相手の不在等の要因が重なって、ストレスがたまり、児童を虐待するというケースが大きな社会問題となっています。

そこで、子どもの人権擁護という観点に立って、地域の人々との協力を得ながら、児童相談所など関係機関が連携し、児童虐待の予防、発見に努めていきます。

4 施策の体系

本計画の基本理念である「子どもがすくすく育ち みんなで子育てできるまち 流山」の実現のため、先の施策の基本目標ごとに関連する施策を以下のとおり体系づけ、総合的な取組を進めます。



第5章

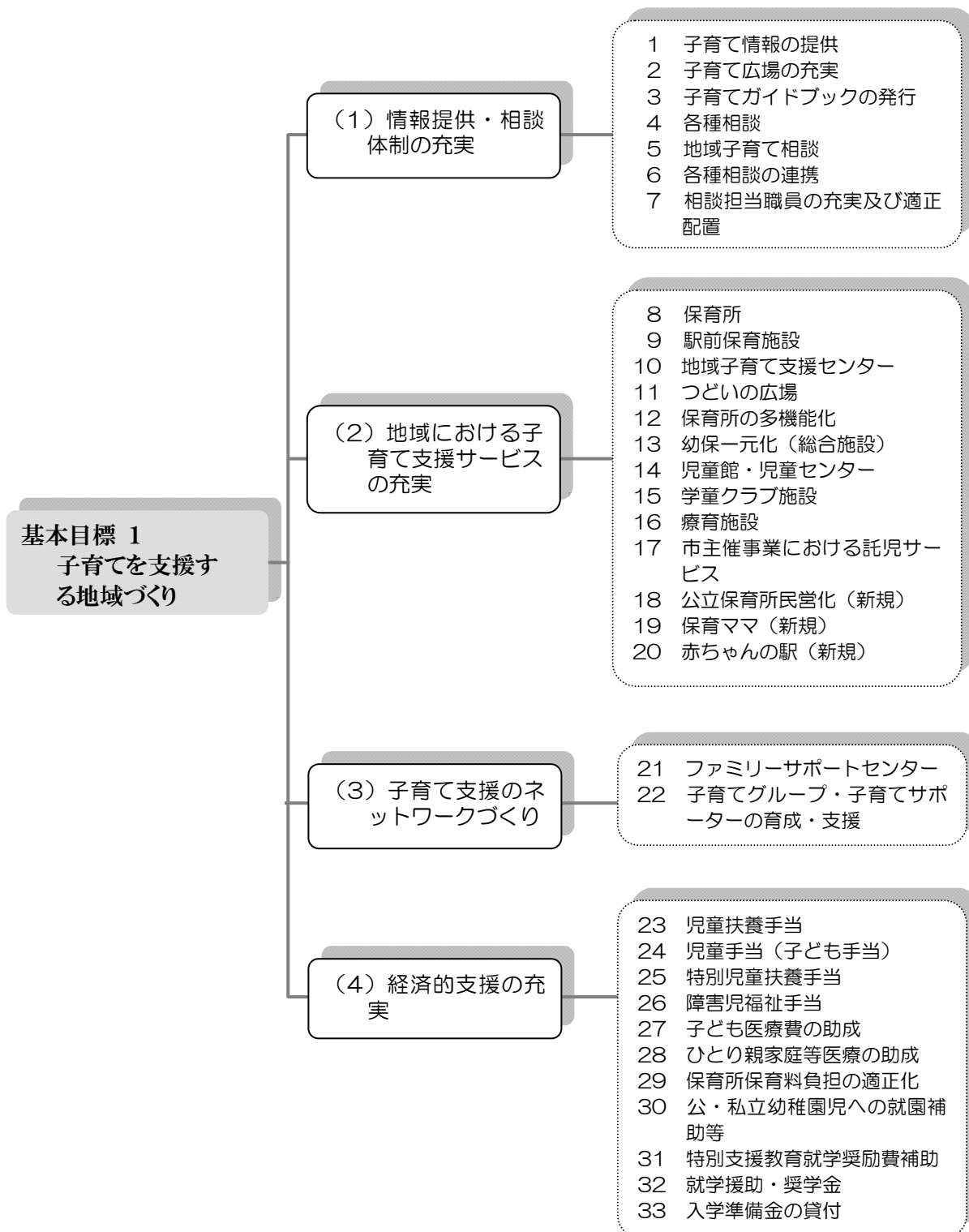


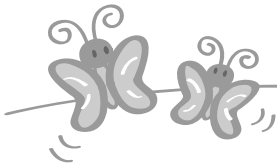
施策の展開



第5章 施策の展開

1 子育てを支援する地域づくり





(1) 情報提供・相談体制の充実

【現状と課題】

核家族化や少子化の進展により、子育ての知識や技術が、祖父母から親へ、親から子へと継承されにくくなっています。その一方では、マスコミ等のメディアを通じて子育てについての情報が氾濫しています。また、一般に若い親の場合、核家族の中で育ったケースが多く、乳幼児とふれあった経験が乏しいのが現実です。

このような状況の中で、地域から孤立し、家庭の中で子育ての不安を抱え、その負担に苦しんでいる親が増加しています。また、子育ての悩みは、子どもの成長段階や一人ひとりの個性に応じて内容が異なります。このため、親が育児ノイローゼになったり、さらに児童虐待にまで及ぶケースも見受けられます。

アンケート調査では、子育て支援サービスの認知度は、「保健センターの育児相談」が9割と高く、今後の利用意向では「市のホームページ」が7割を超えていることから今後は、このような媒体、場所からの情報提供や相談機能を充実させるとともに、親同士が交流できる場を積極的に提供していきます。

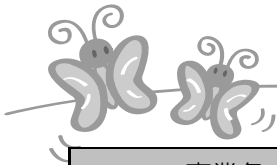
■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
1 子育て情報の提供	<p>■ 子育てに関する各種情報・講座・教室の案内等の情報を、広報や情報誌、ホームページ等での確に提供するように努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習ガイドブックの発行 ・児童センター活動パンフレット ・ホームページの活用 ・子育て支援団体のパンフレットの活用 ・保育所案内 ・子育て広報紙「ひだまりぼかぼか」(月刊)発行 <p>□ 後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後もホームページの活用など、事業の継続を図り、子育て情報の提供に努めます。(子ども家庭課) ・引き続き的確な情報提供に努めます。また、若い母親が情報ツールとすることが多い携帯電話のインターネット機能を駆使した情報発信などを視野に、さまざまなメディアを使った子育て情報を提供します。(公民館) ・引き続き、生涯学習ガイドの発行など、情報提供の充実に努めます。(生涯学習課) ・保育所入所に関するリアル情報等により、一層細やかな情報提供に努めます。(保育課) 	<p>子ども家庭課</p> <p>公民館</p> <p>生涯学習課</p> <p>保育課</p>
2 子育て広場の充実	<p>■ 子育てへの不安や悩みを少しでも解消するため、インターネット(メールを含む)を活用し、自宅で情報の交換や相談が受けられるよう、子育て支援のホームページ「子育てIT広場」の充実を図ります。</p> <p>□ 後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの目覚ましい普及を背景として、自宅で子育てについての相談が受けられるよう、今後も継続して「子育て 	子ども家庭課

事業名		事業内容	担当課
		て「T広場」事業の実施を検討していきます。	
3	子育てガイドブックの発行	<p>■子育てに関係する様々な情報を提供し、子育て家庭を支援するため、「子育てガイドブック」を発行します。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して最新の子育て情報の提供に努めるべく、毎年度「子育てガイドブック」を作成します。 	子ども家庭課
4	各種相談	<p>■育児相談、児童相談、教育相談など、各種相談事業を充実させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談 ・ことばの相談 ・教育相談 ・療育相談 ・スクールカウンセラーの配置 ・子育てサロンにおける相談 <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近、急増している児童虐待に関する相談を通じて、関係機関と連携を図りながらその防止に努めます。(子ども家庭課) ・助産師や保健師などの専門家の参加促進や異世代交流の場の提供などを通して、より気軽に相談できるシステムの構築に努めます。(公民館) ・各課との連携を図り、保護者が子育てをする各段階でタイミングよく情報を提供し、広く周知できるように努めます。(指導課) ・障害の早期発見、早期支援に努めるため、療育相談事業を継続します。(障害者支援課) 	子ども家庭課 公民館 指導課 障害者支援課
5	地域子育て相談	<p>■親たちが子育ての悩みなどを気軽に相談できるよう、地域子育て支援センターを核として、保育所等を有効に活用し、相談体制の充実に努めます。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の核として地域子育て支援センターの拡充を図り、子育て相談を実施することにより、親たちの悩みの解消に努めます。(子ども家庭課) ・後期計画においても、新設する私立保育所にも子育て支援センターを設置するとともに、使いやすい相談窓口の充実に努めます。(保育課) 	子ども家庭課 保育課
6	各種相談の連携	<p>■各種相談窓口と保健所、児童相談所、民生・児童委員、地域子育て支援センターや保育所、学童保育所など関係機関等との連携の強化を図ります。また、関係機関によるケース検討会議を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース検討部会(定例会、臨時検討会議) <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童に対する支援は、今後ますます重要性が増すことが考えられるため、連絡会議を開催し、ケースの検討、援助方針の策定、フォローアップに努めます。(子ども家庭課) ・つばさ学園療育相談室では関係機関等との協力により児童の支援方針を決定するなど、今後も事業を継続します。(障害者支援課) ・療育支援会議での個別ケースの検討など、今後も事業を継続し、効果的な相談体制づくりに努めます。(健康増進課) 	子ども家庭課 障害者支援課 健康増進課 保育課



事業名		事業内容	担当課
		<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、公立保育所所長会議や民間保育所協議会を活用し、情報の共有化を図るとともに、各関係機関との連携強化により、児童虐待等の防止に努めます。(保育課) 	
7	相談担当職員の充実及び適正配置	<ul style="list-style-type: none"> ■親たちの子育て相談に的確に対応できるよう、相談担当職員の知識・能力の向上を図るとともに、職員の適正配置に努めます。 □後期の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・各種相談に対する即応体制を確保し、的確なニーズ対応を図るため、専門相談員を配置するなど、前期計画と同様に事業を継続します。(子ども家庭課) ・医師などの専門家による療育相談を、今後も継続して実施します。(障害者支援課) ・相談担当職員の研修など、今後も事業の継続を図り、効果的な相談体制づくりに努めます。(健康増進課) ・保育士の資質向上に努めます。(保育課) 	子ども家庭課 障害者支援課 健康増進課 保育課

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

現代社会においては、地域社会における人と人とのつながりが希薄化しています。そのため、近所同士で子育てを助け合うということが少なくなり、家庭の育児負担が増加しています。核家族化、育児責任の母親への集中や父親の子育て参加が十分に進んでいないこと等、家庭での子育てには様々な問題があります。

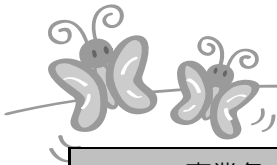
アンケート調査では、フルタイムで働く母親の平均帰宅時間が「19時台」が7割近くに上っており、また、現在、就労していない母親の今後の就労意向が8割近くとなっていることから今後は、子育てを社会全体の課題として捉え、家庭、地域、企業、行政が、子育ての役割を分担していくことが重要です。そのためには、各種施設を有効に活用して、地域の子育て支援体制を充実していくことが求められています。

■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
8	保育所	<p>■ 保育需要やつくばエクスプレス沿線開発の状況を見極め、民間活力の活用を図りながら、保育所の適正な配置に努めます。</p> <p>・ 16か所→19か所</p>	保育課
		<p>□ 後期の方向性</p> <p>・ 前期計画では、待機児童解消の目標設定は行っていませんが、平成20年4月1日には48人であった数値が、平成21年4月1日においては63人と増加していることから、安心こども基金を活用し、300人を超える保育所の整備に努めます。</p>	
9	駅前保育施設	<p>■ つくばエクスプレス及び周辺開発に伴い、新駅前に送迎保育ステーション等を設置し、保育所利用者の利便性の向上を図ります。</p> <p>・ 2か所</p>	保育課
		<p>□ 後期の方向性</p> <p>・ 後期計画では、2園の送迎保育ステーションを中心としてサービスの充実に努めます。</p>	
10	地域子育て支援センター	<p>■ 子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て家庭を総合的に支援する地域子育て支援センターを充実します。</p> <p>・ 7か所→10か所</p>	子ども家庭課
		<p>□ 後期の方向性</p> <p>・ 今後も地域子育て支援センターの重要性は増すことが考えられるため、後期計画においても、質量ともその充実に努めます。</p> <p>・ 10か所→14か所</p>	
11	つどいの広場	<p>■ 乳幼児とその親が気軽に集い、交流できるような場を提供します。</p>	子ども家庭課
		<p>□ 後期の方向性</p> <p>・ 地域子育て支援センターの充実に伴い、事業内容が重複する「つどいの広場」については、引き続き事業の実施について検証します。</p>	



事業名		事業内容	担当課
12	保育所の多機能化	<p>■身近な場所で子育てに関する相談や育児講座、子育て中の親の交流などを行う拠点として、園開放の回数を増やす等、保育所等の多機能化を推進します。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、公立保育所において千葉県奨励事業である「なのはな応援事業」を実施し、園開放等を推進するなど、ニーズに応じた多機能型の保育サービス充実に努めます。 	保育課
13	幼保一元化施設（総合施設）	<p>■幼稚園と保育所の内容接近化が求められる中、幼保一元化施設（総合施設）について、国の動向を見ながら具体的に検討を進めます。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の動向、近隣団体等の状況を把握しつつ、事業担当課と連携を図りながら、引き続き事業の実施について検証します。（子ども家庭課） ・平成21年4月小山小学校内に幼児教育研究室（担当は指導課）を設置したが、今後も国の動向を見ながら、幼少関連教育、幼保一元化等の研究を進めます。（学校教育課） ・今後の国等の動向を見極め、検討課題とします。（保育課） 	子ども家庭課 学校教育課 保育課
14	児童館・児童センター	<p>■地域における子どもの健康の増進と情操を育むため、児童館・児童センターを設置しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7か所→7か所 <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も同様に現有施設において、幼児グループ活動、子育て相談、遊びの指導など、事業の展開に努めます。 	子ども家庭課
15	学童クラブ施設	<p>■放課後留守家庭の児童の健全な育成を図るため、学童クラブ施設の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・13か所→小学校区毎に1か所 <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全小学校区設置が達成されたため、後期計画の中では、小学校から離れた学童クラブの解消や、大規模学童クラブの解消に努めます。 15か所→17か所 	保育課
16	療育施設	<p>■障害のある児童の自立支援のため、療育施設の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つばさ学園 相談・指導室の整備・充実 <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つばさ学園は年度当初から定員枠を満たす状況にあり、今後も施設の充実に努めます。 	障害者支援課
17	市主催事業における託児サービス	<p>■情報化社会に対応するため、乳幼児のいる親が、各種講座等、市の主催する事業へ参加できるよう、主催場所において、一時保育等の託児サービスを推進します。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き安全な託児を心掛け、安心して講座などに集中できるよう努めます。 	公民館
18	公立保育所民営化（新規）	<p>□後期計画の期間中に、耐震診断により建替え等が必要となった公立保育所を取り壊し、同地区に新たに民間保育所を開設します。</p>	保育課
19	保育ママ（新規）	<p>□両親の就労等で保育に欠け、かつ、保育所に入所できない3歳未満児を、市が認定した保育者（保育ママ）が居家で保育します。</p>	保育課

事業名		事業内容	担当課
20	赤ちゃんの駅（新規）	□安心して赤ちゃんと外出できるよう、オムツ替えや授乳等が気軽にできる場所（施設）を提供するため、保育所や児童館・児童センターなどの公共施設を中心に「赤ちゃんの駅」を設置します。	子ども家庭課

（3）子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

少子高齢化や都市化が進展する中で、地域社会では人間関係が希薄化し、近所同士で助け合って子育てをやるということが少なくなったため、子育て家庭の孤立化や地域の育児力の低下が進むなど、子どもとその家庭を取り巻く地域社会の環境は大きく変化しています。

アンケート調査結果では、ファミリーサポートセンターの充実や利用説明会等を定期的に行ってほしいとの意見がありました。

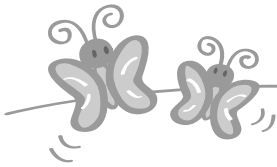
今後は、子育ては地域のみんなでするものという観点に立って、地域の人々が協力して、子育て家庭を支援していくことが必要です。とりわけ、地域の人々やボランティア、NPOとの協働による子育て支援体制を充実することが求められています。

■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
21	ファミリーサポートセンター	<p>■仕事と育児の両立のため、育児を必要とする市民が、育児を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリーサポートセンター事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1か所→1か所 <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭の両立支援に関する援助を推進するため、今後も継続して、事業の推進に努めます。 ・1か所→2か所 	子ども家庭課
22	子育てグループ・子育てサポーターの育成・支援	<p>■地域子育て支援センターや身近な児童館、児童センターなどを利用し、子育てグループや子育てサポーターの育成と支援の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンゼルサポーターの設置 <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き事業の実施について支援していきます。なお、子育てサポーターの育成支援については、地域子育て支援センターにおける実施を検討します。 	子ども家庭課



(4) 経済的支援の充実

【現状と課題】

近年、親が持ちたいと思っている子どもの数よりも、実際の子どもの数が少ないという家庭が増加する傾向を示していますが、その原因としてあげられるのが経済的負担の大きさです。子どもが生まれてから社会人になるまでにかかる教育費などの子育て費用が、親にとって大きな負担となっている現実がうかがわれます。

アンケート調査結果からも、医療費の補助の拡大や保育料の軽減、妊婦検診の無料化、児童手当の増額など経済的支援の声が多く挙がっていました。

少子化の進展がこのまま続けば、社会から活力が失われるなど、社会にとって深刻な影響が出るものと予想されます。経済的支援の充実は、子どもをもちたいという親の願いをかなえるための重要な課題といえます。

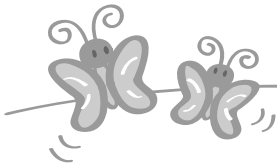
■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

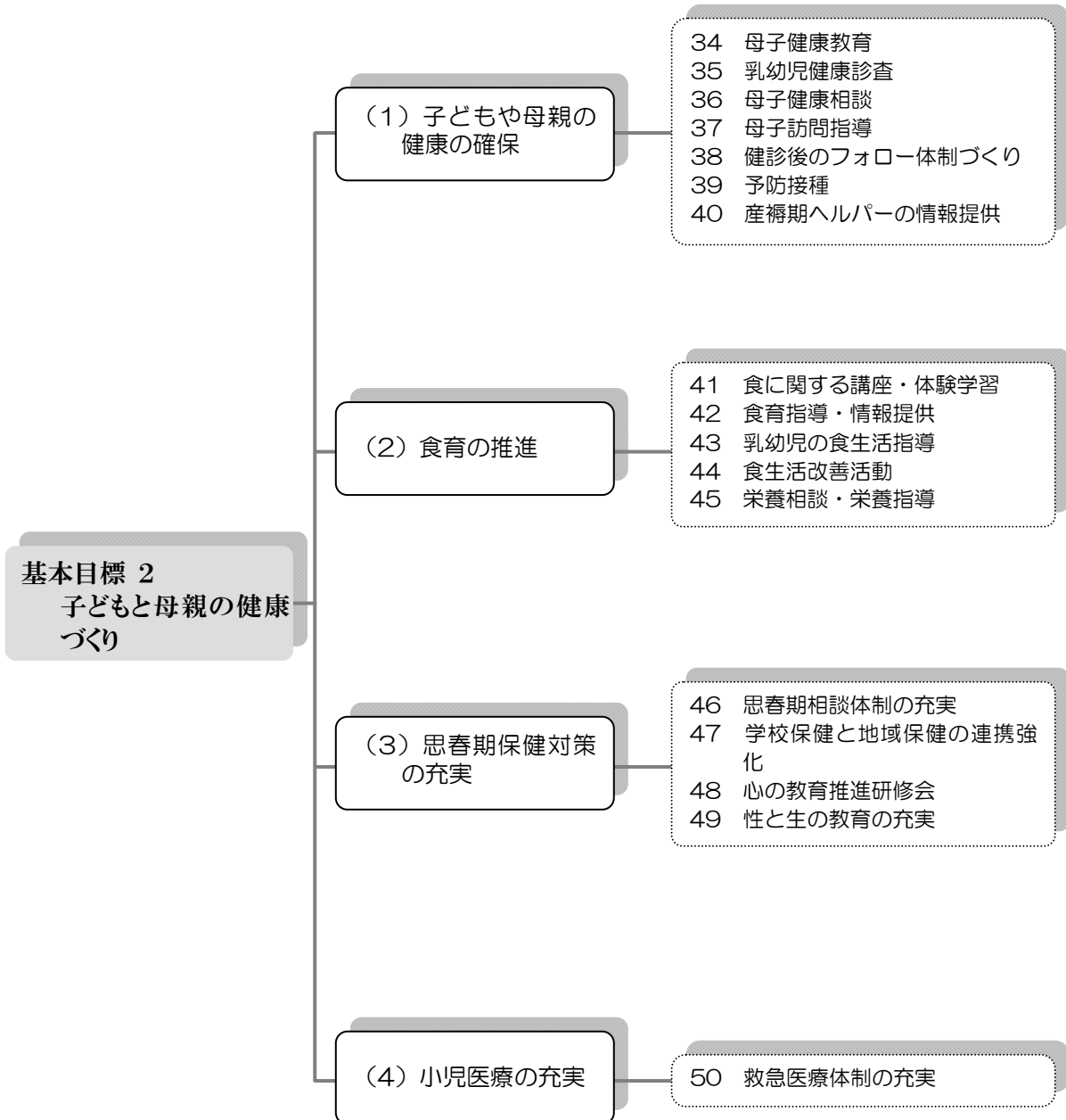
【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
23 児童扶養手当	<p>■離婚、死亡等により、父と生計が同じでない18歳までの児童（18歳を迎えた最初の3月31日までの児童）を養育している方の生活の安定と自立を促進するため、当該家庭に支給します。</p> <p>□後期の方向性 ・引き続き手当の支給を行います。なお、今後は父子家庭への支給対象拡大が検討されます。</p>	子ども家庭課
24 児童手当（子ども手当）	<p>■家庭生活の安定と児童の健全な育成を図るため、小学校6年生までの児童を養育している方に支給します。</p> <p>□後期の方向性 ・引き続き手当の支給を行います。なお、新たに「子ども手当」が支給される場合は、児童手当は廃止されます。</p>	子ども家庭課
25 特別児童扶養手当	<p>■20歳未満の心身に障害のある児童を監護している親、あるいは養育者に支給します。</p> <p>□後期の方向性 ・引き続き手当の支給を行います。</p>	障害者支援課
26 障害児福祉手当	<p>■20歳未満で心身に重度の障害があり、障害の程度が基準をみたす児童に支給します。</p> <p>□後期の方向性 ・引き続き手当の支給を行います。</p>	障害者支援課
27 子ども医療費の助成	<p>■乳幼児が病気などで保険診療を受けた場合、その医療費の一部を助成します。</p> <p>□後期の方向性 ・今後は、事業拡大の要望を踏まえ、小学生の通院分の助成、中学生の入・通院分の助成についても検討します。</p>	子ども家庭課
28 ひとり親家庭等の医療費の助成	<p>■18歳までの児童（18歳を迎えた最初の3月31日までの児童）を養育する母子、父子家庭及びその児童が、医療費の保険給付を受けた場合、その自己負担額の一部を助成します。</p> <p>□後期の方向性 ・引き続き助成措置を行うものとします。</p>	子ども家庭課

事業名		事業内容	担当課
29	保育所保育料負担の適正化	<p>■適正な負担となるよう、低所得世帯等に配慮した、保育料の適正化を図ります。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、保育料は国基準を下回る水準にあり、第3子の保育料も無料としています。今後も、財政事情を見極めたくえで、前期計画の考え方を継続させます。 	保育課
30	公・私立幼稚園児への就園補助等	<p>■3、4、5歳児を幼稚園に通園させている保護者に対し、就園奨励費・園児補助金を支給するとともに、授業料等減免措置を行います。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き保護者の負担軽減を図るため、助成措置を継続します。なお、園児補助金については、他団体の状況等を踏まえながら額の改定を検討するものとしします。(子ども家庭課) ・生活保護世帯、市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯については、授業料等の減免措置を行います。(学校教育課) 	子ども家庭課 学校教育課
31	特別支援教育就学奨励費補助	<p>■特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学奨励事業を行います。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業の継続を図り、特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者（申請に係る世帯の所得状況に応じて支給制限あり）の経済的負担を軽減するため、特別支援学級への就学のために必要な経費について、その一部を助成します。 	学校教育課
32	就学援助・奨学金	<p>■経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者への援助を行います。 高等学校等に在学する生徒で、学費の支払いが困難な生徒に奨学金の給付を行います。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も奨学金の給付について、市のホームページや広報紙による情報提供に努めます。(教育総務課) ・今後も事業の継続を図り、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、国の基準に準じた学用品費や給食費などの援助に努めます。(学校教育課) 	教育総務課 学校教育課
33	入学準備金の貸付	<p>■高等学校等に入学を希望する保護者に、無利子で貸付します。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も入学準備金の貸付について、市のホームページや広報紙により情報提供に努めます。 	教育総務課



2 子どもと母親の健康づくり



(1) 子どもや母親の健康の確保

【現状と課題】

女性には、結婚、妊娠、出産等のライフステージの変化に対応した健康づくりが必要です。とりわけ、妊産婦は、妊娠、出産、育児に対して不安を抱いているケースが多く、正確な情報提供や適切な助言を行なうことで母親の負担を軽減していくことが重要です。また、不妊に悩む女性への支援も必要です。

アンケート調査結果では、市で実施している子育て支援サービスの認知度93.8%、利用状況87.0%、今後の利用意向74.6%といずれも高率なのが「乳幼児健康診査」となっています。

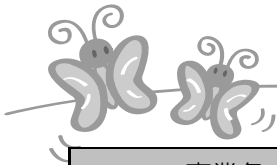
さらに、乳幼児の病気の予防や早期発見に努め、子どもを病気から守ることも大切な課題といえます。

■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
34	母子健康教育	<p>■妊産婦、乳幼児の健康の保持増進の支援を行います。また、「命の大切さ」をテーマとした思春期教育を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦一般健康診査 ・ハローベビィー（両親学級） <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦一般健康診査、ハローベビィー（両親学級）の参加者は、増加傾向にあります。今後も事業の継続を図り、効果的な相談体制づくりに努めます。 	健康増進課
35	乳幼児健康診査	<p>■定期健康診査により、疾病や発達異常の早期発見と予防に努めます。また、子育て情報の提供により、子育て中の親の孤立化を防ぎます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児一般健康診査（3～6か月児、9～11か月児） ・3か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査 <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業の継続を図り、異常の早期発見、子育て情報の提供に努めます。また、未受診者に対する訪問等の実施に努めます。 	健康増進課
36	母子健康相談	<p>■育児、栄養、運動、歯等、健康なライフスタイルの確立と母子への支援を図るため、いつでも気軽に相談できる体制づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児相談 ・健康相談 <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児相談に加え、随時面接、電話相談を実施するなど、今後も事業の継続を図り、効果的な相談体制づくりに努めます。 	健康増進課
37	母子訪問指導	<p>■訪問指導によって、妊娠、出産、育児の不安の解消を図り、健康の保持、増進に努めます。とくに、若年及び高齢妊産婦への支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦、新生児訪問指導 ・乳幼児訪問指導 <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、全戸訪問により支援 	健康増進課



事業名		事業内容	担当課
		の必要性が高いとされた対象者に継続的な訪問指導を実施するなど、今後も事業を継続し、積極的な支援に努めます。	
38	健診後のフォロー体制づくり	<p>■発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイスと、適切な対応を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達・健康・心理相談 ・幼児グループ指導 ・乳幼児ケース検討 <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理相談が増加傾向にあり、今後も事業を継続し、支援に努めます。 	健康増進課
39	予防接種	<p>■予防接種による疾病予防の啓発普及に努めるとともに、接種率の向上に努めます。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、全ての予防接種の接種率95%以上を目指して積極的なPRに努めます。 	健康増進課
40	産褥期ヘルパーの情報提供	<p>■産後間もない時期におけるヘルパーの派遣について、PRを充実させ、利用者の拡大を図ります。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、PRに努めます。(健康増進課) ・引き続きホームヘルプサービス事業者の紹介に努めます。(子ども家庭課) 	健康増進課 子ども家庭課

(2) 食育の推進

【現状と課題】

心身ともに生涯を通じて健康に生活するためには、子どもの頃から適切な生活環境を整えることが大切です。そのためには、親の生活習慣が子どもに与える影響を考え、乳幼児期から親子で規則正しい生活習慣を身に付けるようにしていくことが求められます。

特に、健康づくりにとって、子どもの頃から正しい食生活を身につけることが重要です。しかしながら、近年、子どもたちの間では、朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせ等の健康問題が生じています。

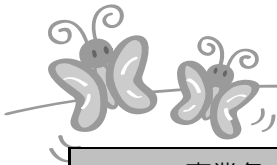
中学生のアンケート調査結果では、「食べない」「あまり食べない」と答えた方は5%、週に3・4日抜くと答えた方が1%、週に1・2日抜くと答えた方が9.1%となっています。

乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進め、望ましい食習慣の定着を図るとともに、食を通じて豊かな家庭が築けるようにしていくことが課題です。

- 前期の事業内容
- 後期の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
41	食に関する講座・体験学習	■生涯にわたる健康の維持・増進のため、適切な食生活の習慣を身につけられるよう、各種の講座や教室の充実を図ります。 ・親と子の食生活共同体験学習の開催 ・親と子の食セミナーの開催 ・親子クッキング、給食参観	公民館 健康増進課 保育課
		□後期の方向性 ・地元でつくられる野菜などの食材を活かした食育体験等、地場産業の振興と健康づくりを兼ねた講座の展開に努めます。(公民館) ・ハローベビー（両親学級）の参加者の中には、不規則な食生活もみられ、改善するために事業を継続し、より多くの妊婦及びパートナーが参加できるように努めます。親子クッキングは、親子で料理をする楽しさ、栄養について学び、食に対する関心を高めるよう充実を図ります。(健康増進課) ・給食参観を通じて、保護者に給食を体験する機会を設けるなど、前期の水準を維持します。(保育課)	
42	食育指導・情報提供	■保育所、学校など様々な場や機会を通して、子どもが望ましい食習慣を身につけ、心身の健やかな発達ができるよう、食に関する教育を推進します。また、食に関する教育や情報の提供について、保健センター、保育所、学校等関係機関の連携を強化し、総合的な取り組みを推進します。	健康増進課 学校教育課
		□後期の方向性 ・今後も子どもの発達に応じた情報を提供するなど、事業の継続、支援に努めます。(健康増進課) ・給食、授業、学校行事など全体的な教育活動の中で、指導	保育課



事業名		事業内容	担当課
		に取り組めます。(学校教育課) ・給食だより等を活用し、保護者に食材等の情報提供を行うなど、事業の推進に努めます。(保育課)	
43	乳幼児の食生活指導	■乳幼児が適切な食習慣を身につけるとともに、むし歯を予防するため、保護者を対象にして、離乳食の進め方や、調理実習、歯磨きの指導などを行ないます。 ・もぐもぐ教室（離乳食初期） ・カムカムキッズ（離乳食後期） ・むし歯予防教室 ・乳幼児健診の場を通じた情報提供 □後期の方向性 ・より多くの保護者が受講できるように事業を継続し、効果的な体制づくりに努めます。	健康増進課
44	食生活改善活動	■食生活改善推進委員の活動を支援し、各年代を対象に、適切な食習慣を身につけるための講座や調理実習を開催します。 □後期の方向性 ・今後も栄養講座や親子クッキングなどを通じて、地元食材の活用や食の安全の情報提供など、母子への食に関する支援に努めます。	健康増進課
45	栄養相談・栄養指導	■乳幼児健診や乳幼児相談において、栄養士による相談及び乳幼児の家庭での食事を通じた健康づくりを支援します。 □後期の方向性 ・今後も事業を継続し、支援に努めます。(健康増進課) ・アレルギー等の乳幼児に対し、個別相談を行い、適切な給食を提供するなど、事業の継続に努めます。(保育課)	健康増進課 保育課

(3) 思春期保健対策の充実

【現状と課題】

学童期から思春期にかけては第二次的徴期を迎え、心身ともにめざましく成長する時期です。同時に、様々な体験を通して達成感を味わい、繰り返し経験することで新たな取り組みに挑戦し、生きる力を身につけ、自分らしさを形成していく大切な時期でもあります。

近年、学童期から思春期において、喫煙、飲酒、薬物乱用、過剰なダイエット等の生活習慣の乱れやストレスなどが健康問題としてクローズアップされています。

中学生のアンケート調査結果では、調査日前1ヶ月くらいのうちで「勉強・受験」のことで2人に1人が、不満やストレスを感じています。

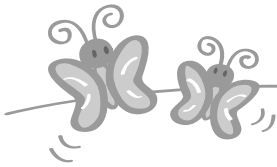
喫煙や飲酒、ストレス、妊娠やエイズ等の健康づくりや性に関する正しい知識の普及を推進していくことが必要です。また、学童期から思春期にかけては精神的な悩みを抱えることが多く、子どもに対する相談・支援体制を充実させていくことも重要です。

■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
46	思春期相談体制の充実	<p>■学童期、思春期における悩みや性の問題について、電話相談の実施など相談体制の充実を図ります。</p>	子ども家庭課
		<p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き学童期や思春期における悩みの解決に向けての取組みを継続します。(子ども家庭課) 児童生徒本人だけでなく、家庭が抱える問題が大きく関わっているケースが増えており、今後も各機関が連携しつつ、事業を継続します。(指導課) いつでも相談が受けられるよう、相談体制の更なる充実に努めます。(生涯学習課) 今後も事業の継続を図り、思春期の相談活動の充実に努めます。また、松戸健康福祉センターの思春期相談事業の積極的な活用に努めます。(学校教育課) 電話相談の常時受け付けなど、今後も事業の維持を図り、効果的な相談体制づくりに努めます。(健康増進課) 	指導課 生涯学習課 学校教育課 健康増進課
47	学校保健と地域保健の連携強化	<p>■学校保健や地域保健等の情報の共有化及び一元化を図る会議を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 思春期心と体の健康づくり連絡会議 学校保健の研修会 	学校教育課 健康増進課
		<p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も生活習慣病のみならず、薬物乱用の防止、喫煙防止、飲酒防止、体の発達に関する指導について、各関係機関との連携を図り、充実に努めます。(学校教育課) 「いのちの大切さ」、歯科保健、食育の講義や体験学習を積極的に実施するなど、今後も事業を継続し、充実に努めます。(健康増進課) 	
48	心の教育推進研修会	<p>■心の教育推進研修会を受講し、教員として必要な生徒指導・教育相談の理論や技法を習得し、教育活動に活かせる実践力の向上を図ります。</p>	指導課
		<p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校生徒の問題や自尊感情の低下など、子どもたちが抱える問題は多い。事業を継続し、更なる研修の充実に努めます。 	
49	性と生の教育の充実	<p>■性犯罪防止や性感染症について正しく知り、自分を大切に、健康に生きるための学習を、保護者を対象に講座を開催します。</p>	公民館
		<p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 生命の大切さ、性の大切さを訴え、自分の心も身体も、そして他者も大切にする人権意識の啓発などを目標に学校、家庭との連携に努めます。 	



(4) 小児医療の充実

【現状と課題】

乳幼児期は急病やケガ・事故などが起こりやすい時期です。安心して子育てをするためには、小児救急医療体制が不可欠です。

アンケート調査結果では、「救急医療の情報がわかりづらい」「休日夜間救急の充実」「近隣市との医療連携」などの声が挙がっていました。

流山市では、初期救急医療体制を充実させるため、小児救急医療について、県や近隣の市町村及び関係機関との連携の下に、積極的に取り組むことを課題としています。

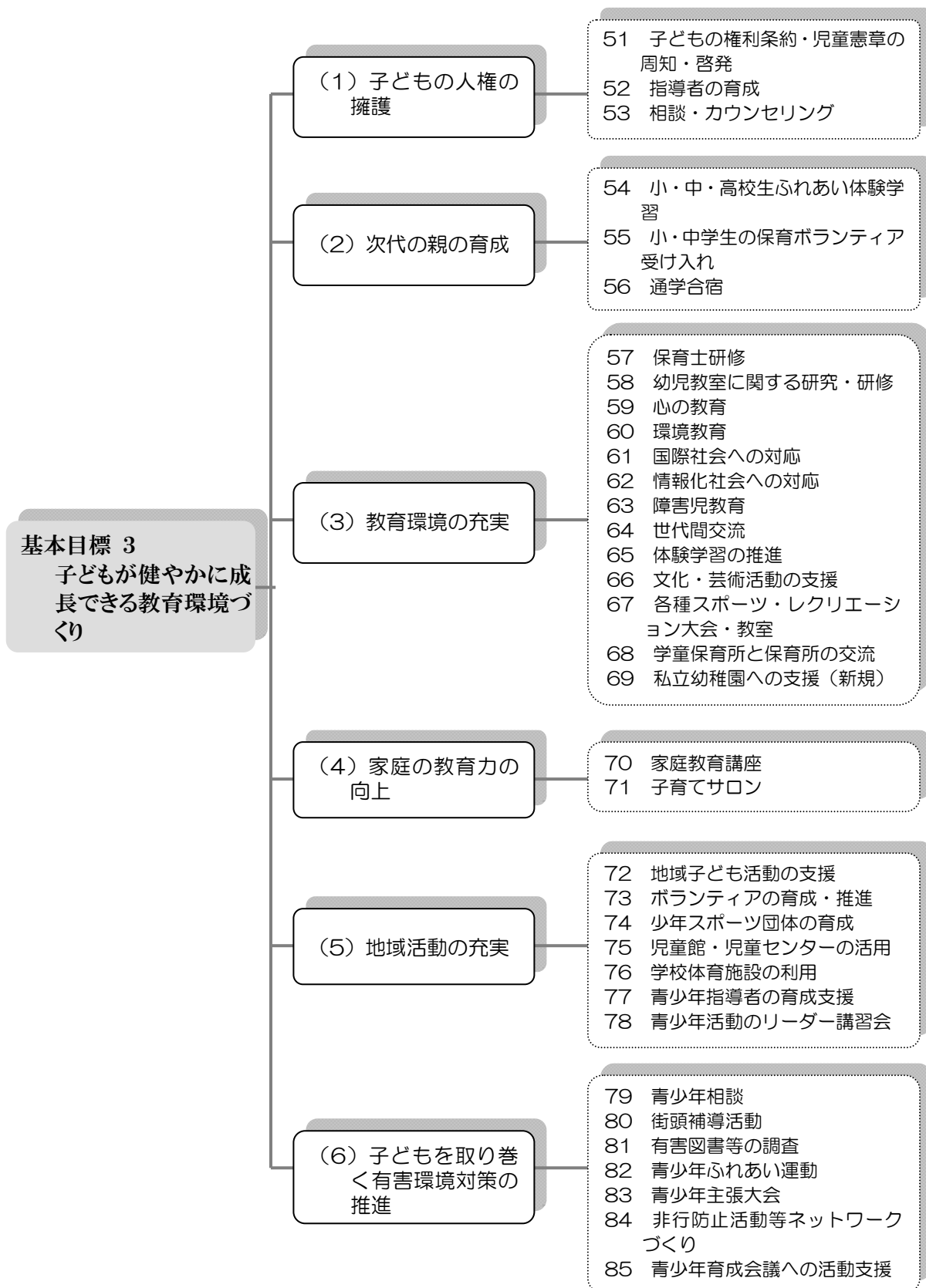
■ 前期の事業内容

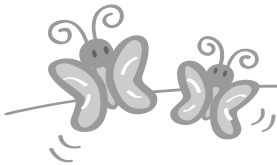
□ 後期の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
50	救急医療体制の充実	■ 関係機関との協議による小児救急を含めた初期医療体制を充実整備していきます。	健康増進課
		□ 後期の方向性 ・小児救急を含めた初期医療体制として、休日診療のほか平日夜間診療を開設しました。今後も事業の充実に努めます。	

3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり





(1) 子どもの人権の擁護

【現状と課題】

現在、学校においては、いじめや不登校などの様々な問題が生じています。子どもの人権の擁護という観点に立ったとき、この問題を見過ごすことはできません。

中学生のアンケート調査では、不満やストレスを感じる3人に1人は「友人との関係」となっています。

このような状況の中で、いじめの防止、早期発見と解決を図るため、家庭、学校、地域が連携を密にしながら、子どもの悩みを受けとめる体制づくりを進めることが課題です。

■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
51	こどもの権利条約・児童憲章の周知・啓発	■ 児童の個性と権利を尊重するという考え方を社会に普及、定着させるため、児童の権利に関する理念の普及、啓発に努めます。 ・パンフレットの発行	子ども家庭課 指導課
		□ 後期の方向性 ・所管の刊行物に記事を掲載し、こどもの権利条約や児童憲章の理念の普及に努めます。(子ども家庭課) ・人権週間等で意識を高めるだけではなく、人権意識の定着のために今後も事業を継続します。(指導課) ・児童の個性と権利を尊重するという考え方を普及、定着させるため、今後も周知、啓発に努めます。(障害者支援課)	障害者支援課
52	指導者の育成	■ 子どもの権利の尊重の理念を定着するため、指導者の研修・研究会を通じて指導者を育成します。	指導課
		□ 後期の方向性 ・人権に関する研修を更に進めるため、また、教職員・保護者等の人権意識の高揚を図るためにも、指導者の育成に努めます。	
53	相談・カウンセリング	■ 児童・生徒・保護者がいろいろな問題について気軽に相談したり、カウンセリングが受けられるよう、相談事業の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。 ・スクールカウンセラーの配置 ・家庭児童相談 ・母子自立支援員 ・母子家庭相談 ・小学校への巡回教育相談 ・いじめホットライン	子ども家庭課 指導課 生涯学習課
		□ 後期の方向性 ・家庭児童相談、母子家庭相談を実施し、関係機関と連携を図りながら、相談者の不安や悩みの解消に努めます。(子ども家庭課) ・人権擁護のためには、子ども自身の声をいつでも受け止められる体制作りが引き続き必要です。また、各相談機関が連携することで、子どもの人権を守るための素早い対応ができるので、今後とも相談やカウンセリングの充実に努めます。(指導課) ・青少年や保護者がいつでも相談が受けられるよう、相談体	

事業名	事業内容	担当課
	制の更なる充実に努めます。(生涯学習課)	

(2) 次代の親の育成

【現状と課題】

女性と男性が、ともに協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることに喜びを見出し、いきいきと生活できる社会が求められています。

中学生のアンケート調査結果では、大人になることとは「自立すること」が6割強で最も多く、「働くこと」が5割強、「自分の行動に責任を取れること」が5割となっています。

特に、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することは、次代の親を育成することに結びつくことであり、極めて重要です。

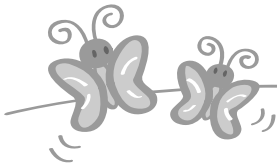
そこで、保育所、幼稚園、学校、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、若い人たちが乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進することが課題です。

■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
54 小・中・高校生ふれあい体験学習	<p>■乳幼児と小・中・高校生がふれあう「現場体験学習」を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい交流会 <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども達の勤労観・職業観を考えると、継続した活動が必要です。今後も、受け入れ先の要望等を聞きながら、連携に努めます。(指導課) 	指導課
55 小・中学生の保育ボランティア受け入れ	<p>■小・中学生のボランティアについて、地域の保育所、幼稚園、障害児施設等に受け入れを依頼します。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども達の体験先として、今後も継続して受け入れを依頼します。 	指導課
56 通学合宿	<p>■子どもの生きる力を育むために、地域と学校が連携し、地域の教育力の育成を図ります。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携を図り、地域の子が、地域で安心して健やかに育つことができるよう、さまざまな団体の協力を得て通学合宿の充実に努めます。 	公民館



(3) 教育環境の充実

【現状と課題】

子どもが豊かな人間性を育み、健やかに成長できる教育環境が求められています。子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくためには、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要です。そこで、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実等、学校での発育の充実を図ることが重要です。

アンケート調査結果では、体験学習の充実などの声が挙がっていました。

また、子どもが自然とのふれあいや人々との交流を通じて成長できるよう、地域と学校、幼稚園、保育所、その他地域での子育て関連施設との連携・協力による多様な体験活動を推進することが課題です。

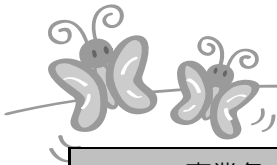
■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
57	保育士研修	<p>■ 保育に関する新しい課題に応じた保育内容や保育手法に関する研修や勉強会を実施します。</p> <p>□ 後期の方向性 ・ 後期計画の中では、前期の水準を維持します。また、行政視察研修等を活用し、全国の先進的な取り組みを修得する機会も設定します。</p>	保育課
58	幼児教育に関する研究・研修	<p>■ 幼児教育の目的に応じた適切な指導及び幼児期から心の教育が行われるよう、その研究・研修活動の支援の一層の充実を図ります。</p> <p>□ 後期の方向性 ・ 幼児教育の充実や幼稚園・保育園・小学校の連携をより深めていくための中心的な存在として幼児教育研究室が設置されました。今後も幼児教育に関する資料収集や研究を推進します。</p>	指導課
59	心の教育	<p>■ 生命を大切に、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心を育てる教育の充実を進めます。</p> <p>□ 後期の方向性 ・ 児童・生徒の実態や社会の変化に対応した指導法の研修を、更に実施していく必要があるため、事業を継続します。</p>	指導課
60	環境教育	<p>■ 市内各校に学校ピオトープを作り、社会・理科など教科学習と関連、発展させながら、「総合的学習の時間」を活用し、身近な問題から発展した環境教育の充実に努めます。</p> <p>□ 後期の方向性 ・ 身近な自然のピオトープを通して学ぶ環境教育はこれからも必要です。今後は、ピオトープの維持管理が大切になってくるので、それに関しての学校間の情報交換に努めます。</p>	指導課
61	国際社会への対応	<p>■ 市独自に小学校英語活動指導員を導入し、国際理解教育の充実を図ります。また、流山市国際理解教育サポートセンターを設立し、その活用を図ります。</p> <p>□ 後期の方向性 ・ 今後とも、小学校外国語活動充実のため、また、外国人子女の日本語教育推進のために事業の継続に努めます。</p>	指導課

事業名		事業内容	担当課
62	情報化社会への対応	<p>■各教室でインターネット等が利用できるよう、校内LANの整備を進めるとともに、ICTを活用した施策の充実に努めます。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用を図るために、情報モラル教育を含めた研修を継続して実施していくことが必要です。また、国の基準に近づくよう計画的にコンピュータ等の整備に努めます。 	指導課
63	障害児教育	<p>■障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、交流教育を積極的に進めるとともに、障害の程度に応じた教育環境の充実に努めます。</p> <p>障害の程度に応じた就学相談・指導の充実に努めます。</p> <p>また、各学校に特別支援教室を設置し、個別指導の充実に努めるとともに、特別支援学校や福祉施設との交流を拡大します。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別のサポートファイルを活用し、一貫した支援体制が整うように努めます。 	指導課
64	世代間交流	<p>■子どもたちと高齢者の交流を図るため、保育所での運動会、児童館・児童センターでの伝承遊びなどの各種行事を実施し、また、地区社協等民間活力との連携により、高齢者と子どもたちとの交流の場の拡大を図ります。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、地区社会福祉協議会の敬老活動に対し側面からの支援に努めます。(高齢者生きがい推進課) ・保育所の運動会に高齢者を招待したり、特別養護老人ホームとの交流会など、今後も継続して世代間交流の実施に努めます。(保育課) 	<p>高齢者生きがい推進課</p> <p>保育課</p>
65	体験学習の推進	<p>■福祉や環境問題などについて、実際の体験を通じて学習するため、ボランティア活動や野外活動等を実施します。また、市民参画による企画運営を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館子ども教室 ・チャレンジキャンプ ・本物体験学習 ・親子体験講座 <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな活動を促す内容については、各学校への情報提供等に努めます。(指導課) ・高校や大学、NPO法人など地域の教育資源を活かし、親子で、家族で、達成感が得られるような体験学習の場の創出に努めます。(公民館) ・少子化社会に対応した重要な事業として、野外活動など事業内容を更に充実させます。(生涯学習課) ・今後も「見る博物館から参加する博物館」をコンセプトとし、企画展や子ども教室等の学習内容について検討を行い、事業の推進に努めます。(図書館・博物館) 	<p>指導課</p> <p>公民館</p> <p>生涯学習課</p> <p>図書館 博物館</p>
66	文化・芸術活動の支援	<p>■子どもたちの文化・芸術活動を活性化するため、活動成果を発表する場の提供に努めます。また、NPO団体等との協働も含め、幅広い事業展開を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジュニアコンサート ・人形劇 ・各種講座、大会、鑑賞会 ・青少年自主学習グループ発表会 	<p>公民館</p> <p>生涯学習課</p> <p>図書館 博物館</p>



事業名		事業内容	担当課
		<input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・地元の文化諸団体の発表の場として、さらに、全国や世界で活躍されているアーティストを招へいし芸術文化に触れることができる場として、ホールの活性化に努めます。(公民館) ・伝統文化の継承も含め、子どもの文化・芸術活動の機会と場を更に拡充します。(生涯学習課) ・今後も乳幼児とその保護者や児童を対象とした行事についてのニーズを捉え、内容をより充実させながら継続して事業を実施します。(図書館・博物館)	
67	各種スポーツ・レクリエーション大会・教室	<input checked="" type="checkbox"/> 子どもの健康の維持・増進を図るため、各種の大会や教室を開催します。 ・子ども軽スポーツ行事 ・コミュニティスポーツフェスティバル ・コミュニティスポーツのつどい <input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・子どもの健康の維持・増進を図るため現状を維持し、事業の推進に努めます。(子ども家庭課) ・子どもの体力の向上や健全育成に効果のある各種のスポーツ大会等の開催を引き続き支援します。(生涯学習課)	子ども家庭課 生涯学習課
68	学童保育所と保育所の交流	<input checked="" type="checkbox"/> 学童保育所と保育所の交流を活発にし、保育内容を共通理解した上での交流を図ります。 <input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・保育所から小学校進学に伴う学童クラブへの円滑な移行を図るため、後期計画でも前期同様に必要な情報交換を行います。	子ども家庭課 保育課
69	私立幼稚園への支援(新規)	<input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・預かり保育及び未就学児親子教室に対する支援を検討します。(子ども家庭課) ・児童虐待や子どもに関わる事件、事故等の諸問題に対応するため、私立幼稚園と関係機関との連携を図るための環境整備に努めます。(子ども家庭課) ・園児募集要項等を市広報紙やホームページに掲載することにより、入園希望者の利便向上に努めます。(学校教育課)	子ども家庭課 学校教育課

(4) 家庭の教育力の向上

【現状と課題】

子どもが健やかに成長するためには、家庭が健全であることが基本的条件です。しかし、子育てに自信が持てず、様々な不安や悩みを抱える親が増加しています。

また、子育てに無関心な親がいる一方で、子どもに対する過剰期待、過干渉、過保護により、子どもの自発性が損なわれるケースも見受けられます。

その一方で近年、学校や家庭などで子どもの短絡的・衝動的行動が問題になっています。子どもに我慢することや自分の行動に責任を持つことの大切さを身につけさせていくことが求められています。

今後は、親に対して、子どもの可能性を伸ばし、豊かな心を育むうえでの家庭教育の重要性を再認識させるとともに、子育てに関する知識や技術を得る機会を積極的に

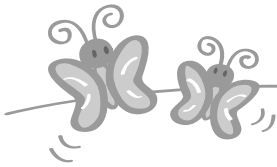
提供するなど、家庭の教育力を充実させていくことが課題といえます。

■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
70	家庭教育講座	<p>■親が子どもの発達段階に応じた家庭教育の方法を身に付けられるよう、専門の講師による講座等を開催します。さらに、企画運営への市民の参加を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の家庭教育講座 	公民館
		<p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭、地域の三者が連携を密にして子どもが安心して健やかに育つことができるようさまざまな角度から家庭教育を考えるための事業展開を推進します。 	
71	子育てサロン	<p>■乳幼児期の子どもを持つ方の交流の場を提供します。保育ボランティア、地域ボランティア等の協力により展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・双子や三つ子のための「さくらんぼくらぶ」を実施 ・子育てサロンの実施 	公民館
		<p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育ボランティアやおもちゃ修理ボランティアなどさまざまなボランティア養成講座の開催、人形劇団や音楽家などのコラボレーションを模索するなど、子育てサロンの充実に努めます。 	



(5) 地域活動の充実

【現状と課題】

子どもが、自ら主体的に判断し、行動し、的確に問題を解決する力や、他人を思いやる心、たくましく生きるための健康や体力を、学校、家庭、地域が相互に連携しながら社会全体で育てていくことが必要です。

こうした子どもの成長のためには、家庭や学校だけでなく、地域の役割が重要です。

中学生のアンケート調査で、地域活動やグループ活動の参加状況は「スポーツ活動」が32.8%で最も多く、「子ども会・育成会等青少年団体活動」が27.0%となっています。また、今後、行ってみたいボランティア活動は「保育に関する活動」「ゴミリサイクル活動」が各23.2%となっています。

地域の人々や関係機関等の協力によって、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツクラブ活動の促進、スポーツ指導者の育成等により、地域の教育力を向上させることが課題です。

■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
72	地域子ども活動の支援	<p>■各種団体等の活動を通して、子ども同士や子どもと地域の人々の交流が図れるよう、各種の活動に対し積極的な支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビーチボールバレー大会 ・房総かるた会 ・チャレンジキャンプ ・オセロ大会 ・そば作り <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、青少年健全育成団体（青少年育成会議、青少年相談員連絡協議会、子ども会育成連絡協議会、ボーイ・ガールスカウト連絡協議会）が行う活動を支援します。 	生涯学習課
73	ボランティアの育成・推進	<p>■地域社会において、児童健全育成の分野で活動するボランティアの養成・育成及び推進を図ります。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域の子どもの活動を支援するボランティアの育成に努めます。（生涯学習課） ・今後も引き続き、子どもが健やかに成長できる地域社会を目指していきます。（コミュニティ課） 	生涯学習課 コミュニティ課
74	少年スポーツ団体の育成	<p>■子どものスポーツを通じた体力の向上と仲間づくりのため、団体の育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年野球連盟 ・少年サッカー連盟 ・スポーツ少年団 <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各種の少年スポーツ団体の育成とその活動を支援します。 	生涯学習課
75	児童館・児童センターの活用	<p>■地域社会の中で、ノーマライゼーションの考え方を取り入れ、異年齢間の遊びや仲間づくりのための居場所、遊び場の拠点としての活用に努めます。</p>	子ども家庭課

事業名		事業内容	担当課
		<input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・地域における子育て支援の拠点として、事業の継続・充実に努めます。(子ども家庭課) ・障害児にとっての利用促進が、放課後や夏休みなどの居場所づくりに有効である。引き続き、事業の推進に努めます。(障害者支援課)	障害者支援課
76	学校体育施設の利用	<input checked="" type="checkbox"/> 子どもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校施設の開放を進めていきます。 <input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・引き続き、地域スポーツ活動の場として、学校体育施設を開放します。	生涯学習課
77	青少年指導者の育成支援	<input checked="" type="checkbox"/> 子どもの地域活動青少年指導者の活動を支援します。 ・青少年育成会議 ・指導者講習会 <input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・引き続き、表彰制度の活用や各種の研修機会を拡充し、青少年指導者の活動を支援します。	生涯学習課
78	青少年活動のリーダー講習会	<input checked="" type="checkbox"/> 集団活動や野外活動における基本的な知識と技術を身につけ、地域における青少年活動のリーダーとなれる人材を育成するため、講習会を実施します。 ・ジュニアリーダー講習会 <input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・引き続き、青少年活動のリーダーを養成する講習会等の参加を促進するほか、技能等を習得できる研修会の開催を推進します。	生涯学習課

(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】

街中の一般書店やコンビニエンスストア等では、性や暴力等に関する過激な表現を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されています。また、テレビ、インターネット等のメディアには、性、暴力等の有害情報が氾濫しています。

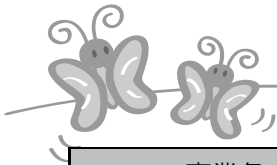
こうした情報は、青少年の健全育成に対して、悪影響を及ぼすこととなります。そこで、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域の人々と連携、協力して、関係業界に対して自主的措置をとるよう働きかける等、こうした有害情報が、子どもの目にふれないようにしていくことが課題です。

■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

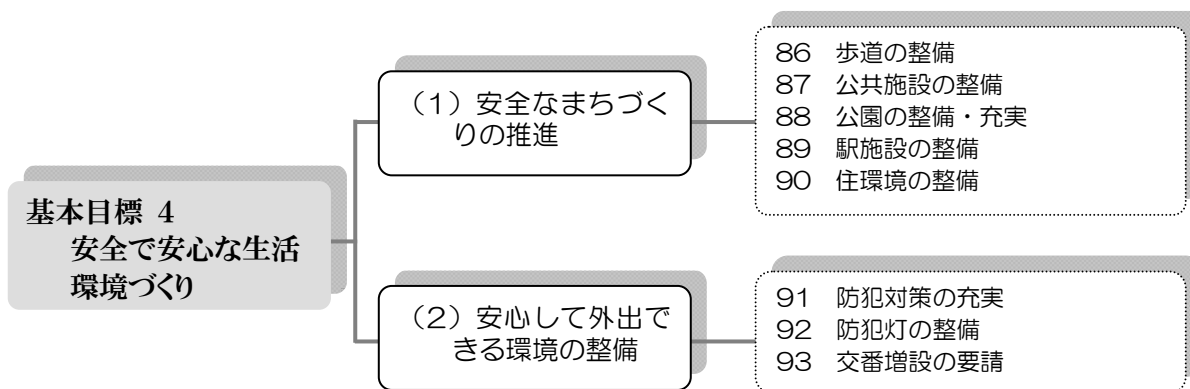
【具体的事業】

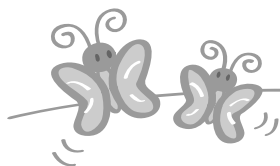
事業名		事業内容	担当課
79	青少年相談	<input checked="" type="checkbox"/> 専門相談員による就学児童等(小学校1年～20歳)の相談業務を行います。また、関係機関との連携を進めます。 <input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・個々の相談内容が複雑かつ時間を要する傾向があるため、関係機関と十分連携を図り、相談業務の更なる充実に努めます。	生涯学習課



事業名		事業内容	担当課
80	街頭補導活動	<p>■街頭補導活動等による問題行動の早期発見及び未然防止に努めます。</p> <p>□後期の方向性 ・都市化の進展に伴い、青少年を取り巻く社会環境が急変していますが、引き続き街頭補導活動の充実に努めます。</p>	生涯学習課
81	有害図書等の調査	<p>■自動販売機、コンビニエンスストア等で有害図書等の状況を確認します。その状況に応じて改善依頼を行うとともに、県条例に違反している場合は、関係機関に指導を依頼します。</p> <p>□後期の方向性 ・青少年を取り巻く社会環境を良くするため、多くの市民とともに社会環境浄化活動をさらに充実させます。</p>	生涯学習課
82	青少年ふれあい運動	<p>■地域において、関係機関と連携を図り、青少年の健全育成と非行防止のため、広報・啓発、協力要請、情報収集、集会等の活動を通して、青少年社会環境浄化に取り組みます。</p> <p>□後期の方向性 ・青少年ふれあい運動を更に充実させます。</p>	生涯学習課
83	青少年主張大会	<p>■青少年が日頃考えている抱負や意見、発表等を市民に訴えることで、理解と関心を深めます。</p> <p>□後期の方向性 ・一般市民の参加を増やし、青少年に対する理解を深める機会にします。</p>	生涯学習課
84	非行防止活動等ネットワークづくり	<p>■学校警察連絡協議会において、小、中、高及び関係機関との連携、情報交換を行います。</p> <p>□後期の方向性 ・学校警察連絡協議会をもとに、非行防止活動等のネットワークづくりを更に充実させます。</p>	生涯学習課
85	青少年育成会議への活動支援	<p>■青少年育成会議による様々な活動の支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成推進大会 ・体験教室 <p>□後期の方向性 ・引き続き、青少年への理解と健全育成の機運を高めるため青少年育成会議の活動を支援します。</p>	生涯学習課

4 安全で安心な生活環境づくり





(1) 安全なまちづくりの推進

【現状と課題】

従来なまちづくりには、障害のある方や高齢者だけでなく、子どもとその家族の利用に配慮した整備の遅れにより、利用に不便を与えている施設が見受けられます。

また、急速な都市化により自然の遊び場や空き地が減少、子どもたちが自然とふれあう機会が少なくなっています。

アンケート調査結果では、「公園の遊具のメンテナンス」「街灯を増やしてほしい」「通学路の安全を確保してほしい」という声が挙がっていました。

今後は、子どもとその家族が安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立って、道路等の都市環境の充実をさらに推進することが課題です。

■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
86	歩道の整備	■ 子どもや高齢者など、すべての歩行者の安全性向上のため、歩道の拡幅や段差解消、点字ブロックの敷設などの整備をします。 ・あんしん歩行エリア整備事業（江戸川台東地区） ・バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業	道路建設課
		□ 後期の方向性 ・T×沿線エリアにおける歩道のネットワーク化を図るほかT×沿線エリア以外において都市計画道路等の整備により、歩道の整備を推進します。既存歩道のバリアフリー化についても、重点整備地区（江戸川台、南流山）を中心に推進します。	
87	公共施設の整備	■ 既存の公共施設については、子どもをはじめすべての市民が安全で利用しやすいよう整備に努めます。また、新たに公共施設を建設する際には、バリアフリーの観点から建設を推進します。	関係各課
		□ 今後も市全体の取り組みとして事業を継続します。	
88	公園の整備・充実	■ 子どもが遊びを通して、健やかに成長できるよう、防犯面にも配慮した公園等の遊び場の整備・充実を図ります。	みどりの課
		□ 後期の方向性 ・後期計画においても、安全に配慮した整備、管理を継続して行います。	
89	駅施設の整備	■ 「交通バリアフリー基本構想」に基づき、公共交通事業者と連携して、駅施設のバリアフリー化を推進します。	都市計画課
		□ 後期の方向性 ・運河駅舎橋上化・自由通路整備（平成24年度供用開始予定）に伴い、構内上下線ホーム及び自由通路合わせてエレベーター4基、エスカレーター4基及び多目的トイレの設置に努めます。	
90	住環境の整備	■ 良好な住環境の維持、形成を図るため、地区計画や建築協定など、住民主体によるまちづくりを推進します。	都市計画課

事業名		事業内容	担当課
		<input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・「まちづくり相談員制度」を活用しながら、引き続き良好な住環境の保全・形成を図るため、地区計画や建築協定など、地区住民とともにまちづくりを推進します。	建築住宅課

(2) 安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止という観点に立って取り組むことが求められています。

アンケート調査結果では、「不審者対策のための集団登下校の実施」「下校時のパトロール」「地域の見守りや不審者情報提供」という声が挙がっていました。

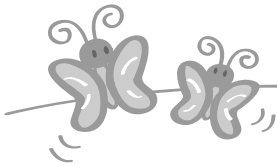
侵入による犯罪の防止を図るため、防犯性能の高いドア、窓、シャッターなどの建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることも課題です。

■ 前期の事業内容

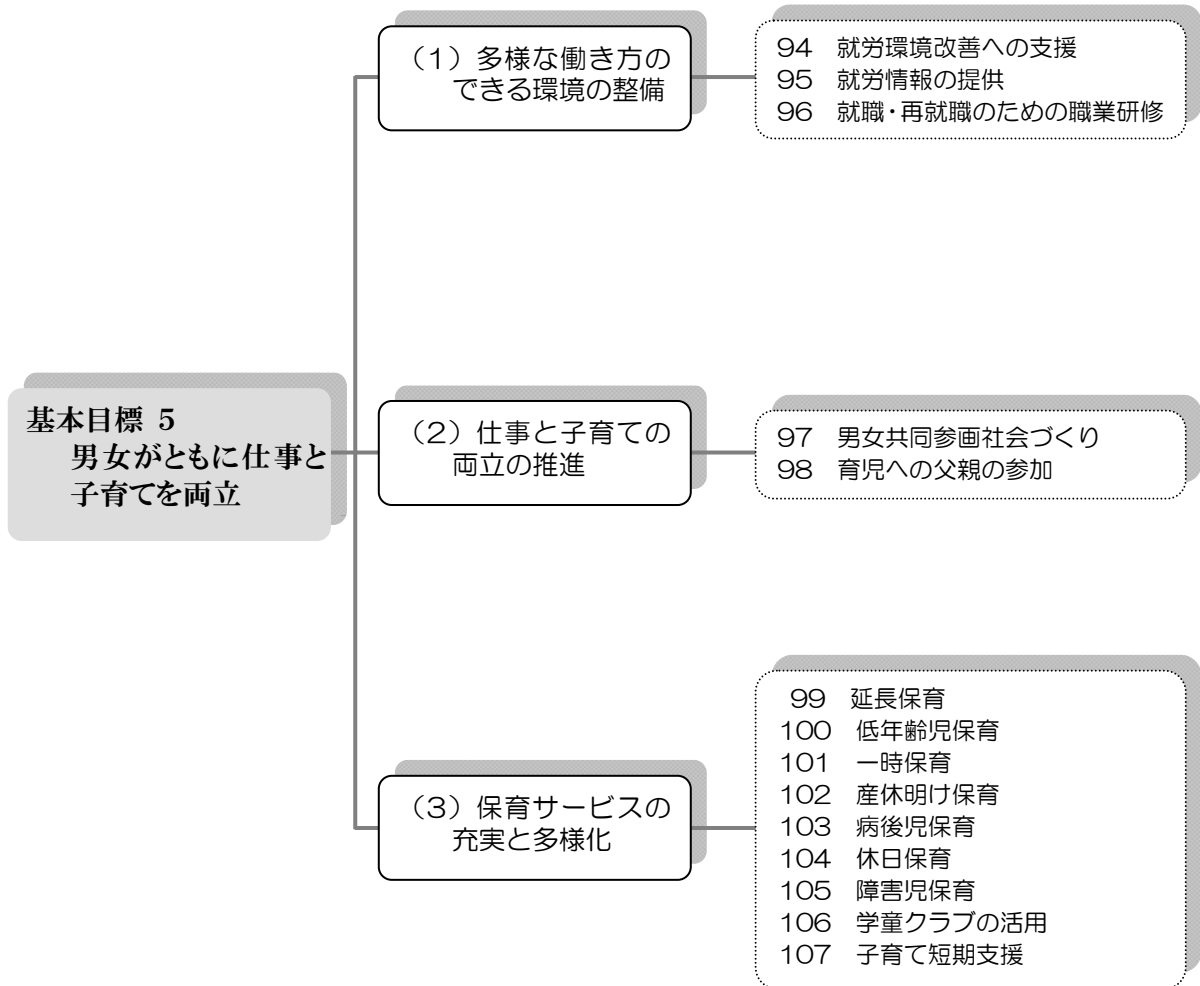
後期の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
91	防犯対策の充実	<input checked="" type="checkbox"/> 都市公園等の防犯灯の整備を行います。また、防犯灯の整備や支援、防犯の広報啓発に努めます。	みどりの課
		<input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・後期計画においても、安全に配慮した対策を継続して行います。(みどりの課) ・今後も事業の継続を図り、犯罪抑止に努めます。(安心安全課)	安心安全課
92	防犯灯の整備	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会等の設置した防犯灯の費用と管理費を補助します。 ・防犯灯の設置補助(1/2) ・維持管理費(電気料40Wまで全額市負担)	安心安全課
		<input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・今後も事業の継続を図り、地域の犯罪抑止に努めます。	
93	交番増設の要請	<input checked="" type="checkbox"/> 交番の増設をあらゆる機会を通じ、関係機関に要請します。	安心安全課
		<input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・犯罪発生件数の減少や検挙率を高めるために、今後も治安体制の充実が図られるよう流山警察署に要望していきます。	



5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり



(1) 多様な働き方のできる環境の整備

【現状と課題】

育児休業制度が実施されてかなりの期間が経過しましたが、職場でこの制度を利用しづらい雰囲気があること、休業中の給与補償が十分でないほか、男性の取得者がほとんどいないなどの問題があります。育児休業制度を、女性も男性も周囲に気兼ねなく利用できるような職場環境づくりを進めることが必要です。

また、労働時間の長さも仕事と子育ての両立を阻む大きな原因となっています。

アンケート調査結果では、育児休業制度の利用は、母親が19.0%、父親が1%とまだまだ、利用しにくい状況となっています。また、現在、就労していない母親の今後の就労意向も8割近くに上ることから、今後は、労働時間の短縮やフレックスタイム制の導入などが課題といえます。近年、出産のため一時仕事をやめ、子育てが終わってから再び就労するという女性が多くなっています。しかし、採用年齢の制限に加え、変動の激しい社会の中では、以前身につけていた知識や技術では、新たに就職することが困難になっています。

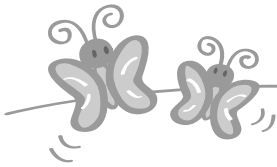
そのため、再就職を希望する方に対して、職業能力開発の場を設けるとともに、職業情報の提供や、企業への再雇用制度の採用を働きかけるなど、再就職を支援していくことが課題です。

■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
94	就労環境改善への支援	<p>■就労環境の改善を図るため、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の普及などについて、啓発活動を行います。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業制度の適正取得や普及等について、広報紙、市ホームページ等を活用して広く啓発活動を行います。 	商工課
95	就職情報の提供	<p>■女性の就労を支援するため、公共職業安定所及び関係機関と連携を図っていきます。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引続き、地域職業相談室(愛称=ジョブサポート流山)の利用促進を図り、求人情報の提供に努めます。 	商工課
96	就職・再就職のための職業研修	<p>■就職、再就職を希望する女性を対象として、年齢層に即した講座を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援講座(若年齢者対象・中高年齢者対象・子育てお母さん対象) <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の女性を対象として、保育付きの再就職応援セミナーを引続き実施し、また、中高年齢者向けの再就職支援セミナーを実施し、全年齢層に即した支援を行います。(商工課) ・民間団体との連携などを視野に、就職・再就職に役立つ事業を展開します。(公民館) ・出産や育児で職場を離れていた女性を対象に再就職に役立つ講座の開催や情報提供をします。(企画政策課) 	商工課 公民館 企画政策課



(2) 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

女性の社会参加が進むなか、家事や育児に対する男性の関心が徐々に高まってきています。しかし、共働きの家庭でも、家事や育児の役割の多くを女性が担っているケースは、依然として少なくありません。

このような男女の家庭責任のアンバランスを改め、男性も女性も共に仕事と子育てを両立させるためには、男女が協力して子育てに取り組んでいくことが重要です。

中学生のアンケート調査では、家庭での子育てや家事の分担は「2人で協力すべきだ」が82.8%となっていました。

そのためには、男性が育児の知識や技術を身につけられるような機会を提供、男性の子育てへの参加を進めていくことが課題といえます。

■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
97	男女共同参画社会づくり	<p>■男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現のため、流山市男女共同参画プランに基づき、施策の展開を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会づくり講座 ・子育て支援者講座 ・情報紙やホームページによる啓発 <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これからは、地域も一緒に子育てを応援していく環境づくりが必要であることから、引続き啓発事業を展開します。 	企画政策課
98	育児への父親の参加	<p>■父親が育児の知識や技術を身につける機会を提供するため、各種教室、講座を開催します。また、父親の参加しやすい環境づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父親教室 ・各種行事への父親参加の誘い <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女が協力して子育てに取り組めるよう、育児に関する情報提供や知識・技術の習得の場の提供に努めます。(子ども家庭課) ・子育てに参加したい父親は増加しているが、同時に働き盛りでもあるため、残業で帰宅時間が遅く、父親の育児参加が困難な場合もあります。そのため、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。(企画政策課) ・父親の育児参加、祖父母の育児参加、地域の子育てカアップなどを考慮し講座の企画充実に努めます。(公民館) 	子ども家庭課 企画政策課 公民館

(3) 保育サービスの充実と多様化

【現状と課題】

核家族化の進展や就労女性の増加により、保育ニーズは増加しつつあります。

また、働く人の勤務形態や勤務時間帯の多様化にともない、子育て家庭の事情に応じた多様な保育形態が求められています。さらに、乳幼児をもつ親には、一時的に子育てから解放されて、ひとりの時間を持ちたいという人が少なくありません。

このような状況の中で、通常の保育に加え、低年齢児保育や延長保育を普及させることが必要です。また、短時間就労や、週2、3日働くという母親のために特定保育を充実させることも重要です。

アンケート調査結果では、保育サービスのニーズとしては「病児・病後児保育」や「延長保育の充実」が挙がっていました。

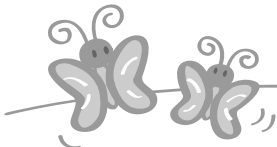
保護者が病気などで子どもの面倒をみられない場合に備えて、緊急一時保育の体制を整備することも大切です。さらに、病後児については、通常の保育では対応できない面も多く、医療機関の連携による保育を実施する必要があります。多様化、個別化する保育ニーズに対応するためには、公的保育施設と民間保育施設との緊密な連携を図り、保育サービスを充実させていくことが重要な課題といえます。

■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

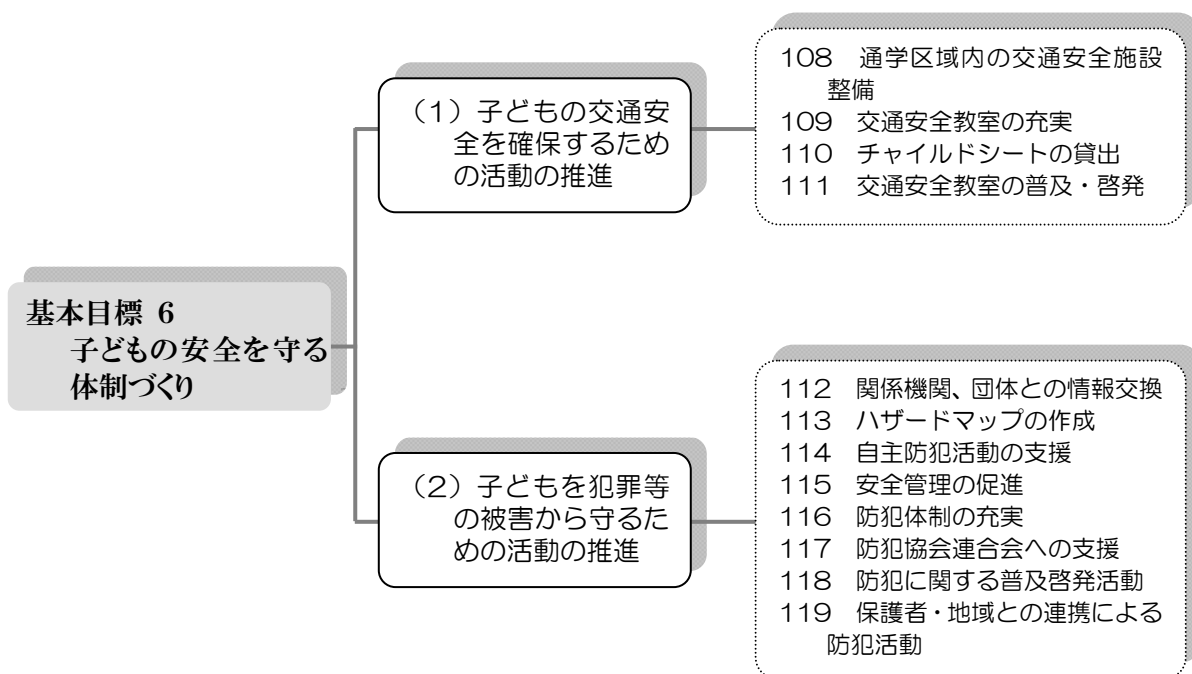
【具体的事業】

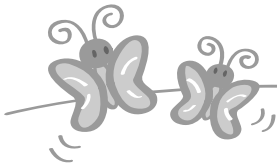
事業名		事業内容	担当課
99	延長保育	■ 就労形態の多様化や、通勤時間の長時間化に対応できるよう、保育時間の延長及び延長保育実施園の拡大を図ります。 ・午後7時まで 15か所→18か所 ・午後8時以降 3か所→6か所	保育課
		□ 後期の方向性 ・後期計画の中では、前期の水準を維持するとともに、新たに設置する保育園は20時以降までの延長保育の実施を目指します。 ・午後7時まで 15か所→19か所 ・午後8時まで 4か所→9か所	
100	低年齢児保育	■ 入所希望の増加している低年齢児に対応するため、低年齢児保育受け入れの拡大に努めます。 ・16か所→19か所	保育課
		□ 後期の方向性 ・待機児童は、3歳未満児に集中しているため、保育所を新設する中で充実を目指していきます。 ・16か所→20か所	
101	一時保育	■ 保護者の病気等により、一時的に保育が必要な場合に対応できるよう、一時保育の充実を図ります。 ・5か所→9か所	保育課
		□ 後期の方向性 ・後期計画の中では、前期の水準を維持するとともに、新設保育所の中に一時保育施設を確保します。 ・7か所→10か所	



事業名		事業内容	担当課
102	産休明け保育	■女性の就労の促進を図るため、産休明け保育の充実に努めます。 ・ 8か所→12か所 <input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・ 後期計画の中では、前期の水準を維持するとともに、新設保育所では産休明け保育を実施します。 ・ 9か所→13か所	保育課
		■病気回復期の乳幼児を一時的に預かる事業を推進します。 ・ 1か所→3か所 <input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・ 病後児保育は、医療機関での実施が主流となっています。本市においても医師会等と今後の方向性について研究します。 ・ 2か所→4か所	
104	休日保育	■女性の就労形態の多様化による様々な保育ニーズに対応するため、夜間保育や休日保育を実施します。 ・ 1か所→3か所 <input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・ 後期計画の中では、前期の水準を維持するとともに、ニーズを見極め、新設保育所での実施を検討します。 ・ 2か所→3か所	保育課
		■障害のある子どもとない子どもが日常生活の中で、お互いの理解を深め協力しながら共に育っていけるよう、統合保育等の推進に努めます。 ・ 16か所→19か所 <input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・ 後期計画の中では、前期の水準を維持するとともに、新設保育所での実施を検討します。(保育課) ・ 16か所→20か所 ・ 今後もノーマライゼーションの観点から事業を継続します。(障害者支援課)	
105	障害児保育	■障	保育課 障害者支援課
106	学童クラブの活用	■小学校低学年児童を対象とした放課後に家庭で保育ができない児童の受入れ及びノーマライゼーションの観点から、障害児の受入れを支援します。 ・ 指導者養成研修 <input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・ 今後も研修会への参加支援など、事業の継続に努めます。	保育課
		■保護者が疾病や出産等により家庭での養育が困難となった場合に、児童を一時的に市が指定する施設で預かります。 ・ ショートステイ 1か所 ・ トワイライトステイ 1か所 <input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・ 現状の体制を維持し、事業を継続していきます。	
107	子育て短期支援	■保護者が疾病や出産等により家庭での養育が困難となった場合に、児童を一時的に市が指定する施設で預かります。 ・ ショートステイ 1か所 ・ トワイライトステイ 1か所 <input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・ 現状の体制を維持し、事業を継続していきます。	子ども家庭課

6 子どもの安全を守る体制づくり





(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

子どもが交通事故に遭うことなく、安心して安全に活動できる社会が求められています。しかしながら、交通事故の犠牲になる子どもの数は少なくありません。

そこで、子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、児童館・児童センター、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが課題です。

■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
108 通学区域内の交通安全施設整備	<p>■通学路における危険箇所の改善や安全施設の設置等、交通安全対策に努めます。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設整備事業の一環として、通学路に各種安全施設を整備してきたところであり、今後も継続して関係部署等との連携を密にし、更なる安全性の向上と、整備充実に努めます。(道路管理課) 今後も事業の継続を図り、交通事故の減少に努めます。(安心安全課) 今後も事業の継続を図り、市内各小中学校の通学路における事故等を未然に防止します。(学校教育課) 	道路管理課 安心安全課 学校教育課
109 交通安全教室の充実	<p>■幼稚園・保育所(園)、小学校等において交通安全教室を開催し、交通事故防止に努めます。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> NPO法人等へ事業を委託し、今後も小学校、幼稚園等で交通安全教室を開催することにより、交通事故の減少に努めます。 	安心安全課
110 チャイルドシートの貸出	<p>■チャイルドシート・ジュニアシートを無料貸出し、車両乗車中の交通事故による被害の軽減に寄与します。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> NPO法人へ事業を委託し、今後も貸出しのスムーズ化など事業の継続・改善を図り、乳幼児の安全の確保に努めます。 	安心安全課
111 交通安全教室の普及・啓発	<p>■市内小中学校を対象として、交通安全ポスター募集事業を展開することにより、交通安全意識の向上を図ります。また、新1年生を対象に、ランドセルカバーを配布する等、普及・啓発に努めます。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も関係団体と連携をして事業の継続を図り、交通事故の減少に努めます。 	安心安全課

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

近年、子どもが犯罪に巻き込まれるケースが多発しており、あらためて子どもを犯罪から守ることの重要性がクローズアップされています。

市民の間でも、市民一人ひとりが安全で安心な生活を送れる都市環境を求める声

高くなっており、アンケート調査結果をみても、行政に対する要望として「防犯・地域の安全」が最も多くあげられています。しかしながら、地域の安全を守るためには、警察の力だけに頼るには限界があり、地域の人々が主体的に防犯に取り組む必要があります。

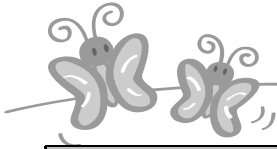
子どもの防犯意識を高め、対処法を身につけるとともに、地域の人々と、警察、行政、事業者等が一体となって、地域全体で子どもの安全に取り組んでいくことが課題です。

■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

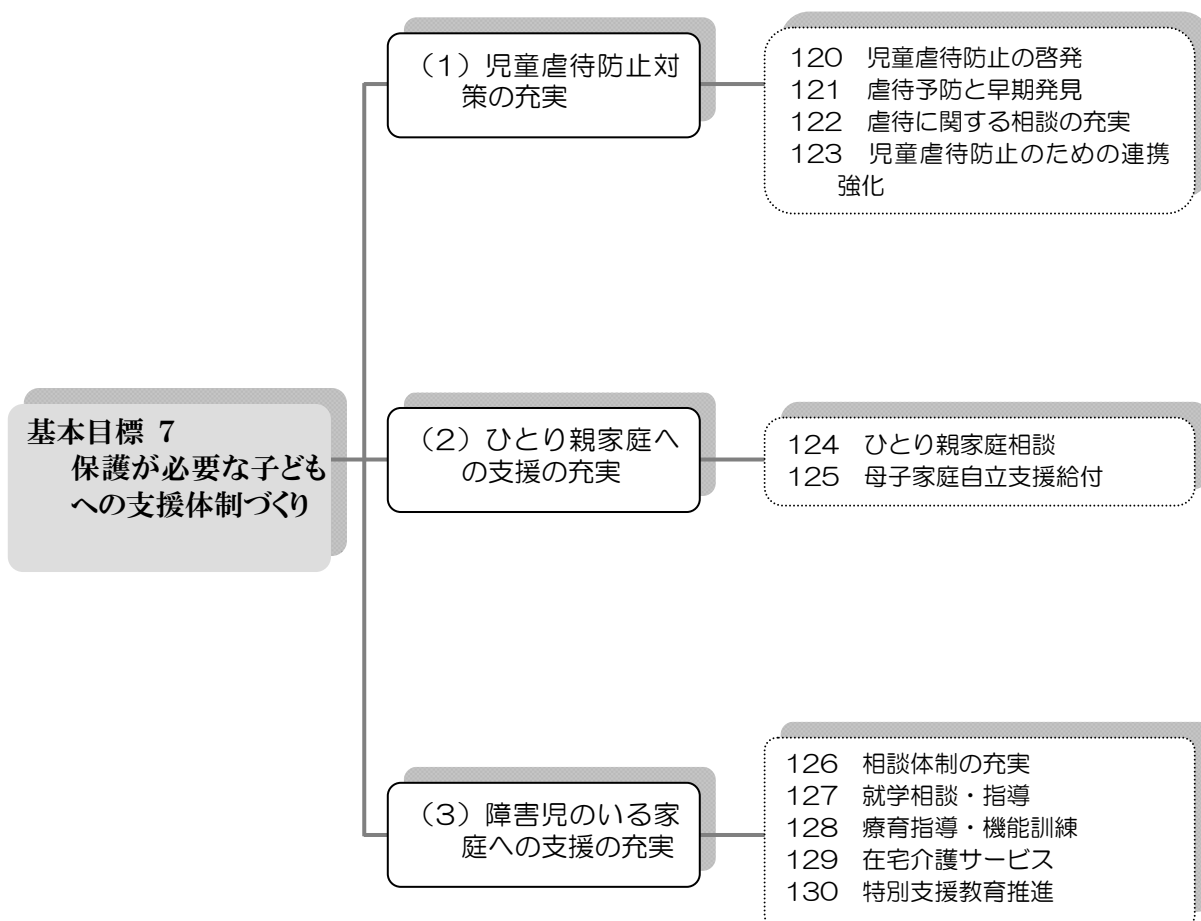
【具体的事業】

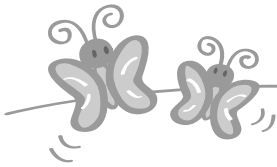
事業名		事業内容	担当課
112	関係機関、団体との情報交換	■子どもたちが事故や犯罪に遭わないまちづくりを推進するため、防犯灯の設置、「防犯協力の家」制度の充実を図るなど、警察、学校、自治会等関係機関・団体と連携し、地域ぐるみによる地域安全活動の充実に努めます。 ・通学路防犯灯の設置	安心安全課 保育課
		□後期の方向性 ・今後も事業の継続を図り、児童等への犯罪の抑止に努めます。(安全安心課) ・今後も、各機関における連携強化に努めます。(保育課)	
113	ハザードマップの作成	■ハザードマップを作成するなど、子どもに関する犯罪情報の提供を図ります。	指導課
		□後期の方向性 ・各小学校区ごとに安全マップ、通学路マップ、不審者情報マニュアルを作成するなど、今後も事業の継続を図り、事故・犯罪抑止に努めます。	
114	自主防犯活動の支援	■各自治会等で実施する防犯活動や地域に設立された自主防犯パトロール隊の活動を支援します。	安心安全課
		□後期の方向性 ・防犯グッズの貸与など、今後も支援事業の継続を図り、犯罪抑止に努めます。	
115	安全管理の促進	■学校、保育所、幼稚園の安全管理を図るため、啓発活動を推進します。 ・不審者対応マニュアルの作成 ・不審者を想定した子ども対象の避難訓練 ・保護者への文書等による啓発活動 ・安心メールの発信 ・事件・事故発生ファイル情報の提供	安心安全課 指導課 学校教育課
		□後期の方向性 ・警察、その他の関係機関と連携し、情報の共有化を図るなど今後も事業の継続を図り、犯罪抑止に努めます。(安全安心課) ・今後も事業を継続し、危機管理マニュアル等の定着、不審者からの避難訓練の実施、安全マップの活用など取り組みの質の向上に努めます。(指導課) ・後期計画の中では、前期の水準を維持するとともに、施設の特性を重視した不審者対応マニュアルの作成等も進めていきます。(保育課)	保育課
116	防犯体制の充実	■流山警察署を始めとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進します。	安心安全課



事業名		事業内容	担当課
		<input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・今後も自主防犯パトロール、市民安全パトロールなど事業の継続を図り、犯罪抑止に努めます。	
117	防犯協会連合会への支援	<input checked="" type="checkbox"/> 流山市防犯協会連合会へ補助金を交付し、防犯に関する活動を支援します。 <input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・今後も防犯協会連合会への支援事業の継続を図り、犯罪抑止に努めます。	安心安全課
118	防犯に関する普及啓発活動	<input checked="" type="checkbox"/> 市民との協働により、防犯に関する広報啓発活動を行います。 ・地域安全パトロール隊の設立 <input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・安心メールの配信など今後も事業の継続を図り、犯罪抑止に努めます。	安心安全課
119	保護者・地域との連携による防犯活動	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者や地域の市民、学校、警察などが連携し、「子ども110番」の設置や「学校付近のパトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。 <input type="checkbox"/> 後期の方向性 ・スクールガードリーダーによる危険箇所のチェックや通学路パトロールなど、今後も事業の継続を図り、犯罪抑止に努めます。	指導課

7 保護が必要な子どもへの支援体制づくり





(1) 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

家庭で父親や母親が子どもに暴力をふるう児童の虐待が、大きな社会問題となっています。その背景には、親の子育て知識や経験の不足から来るストレスや育児ノイローゼなど、様々な要因が働いていると言われています。

このような児童虐待は、従来家庭内部の問題として処理されることが多く、なかなか表面化することはありませんでした。しかし、子どもの人権の擁護という観点に立ったとき、この問題を見過ごすことはできません。

児童虐待を防止するためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの総合的な支援体制を確立するとともに、福祉のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関との連携を強化していくことが重要です。特に、虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、関係行政機関のみならず、NPOやボランティア団体等も含めた幅広い参加のもとに、設置に取り組むことが課題です。

今後は、関係機関による横断的な組織体制を整備し、児童虐待の防止と発見、子どもの保護に努めるとともに、家庭内暴力や虐待などの問題を抱える「危機的状況にある家庭」に対し、家庭全体を総合的に支援していく体制づくりなども重要です。

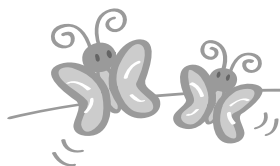
■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
120	児童虐待防止の啓発	■児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関の連携を強化し、啓発活動に努めます。 ・パンフレットの配布 ・ホームページの活用	子ども家庭課 指導課
		□後期の方向性 ・引き続き広報等による啓発活動を行うとともに、現在の訪問啓発活動に加え、幼稚園・小学校への訪問啓発活動の拡大に努めます。(子ども家庭課) ・引き続き、児童虐待の啓発活動を継続していきます。(指導課) ・今後も、保育所と各関係機関における連携強化に努めます。(保育課)	保育課
121	虐待予防と早期発見	■健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の予防と早期発見に努めます。また、必要な児童に対して調査を実施し、緊急の場合、児童相談所に通告を行います。さらに、育児ストレスや産後うつなどにより、子育てに不安を抱える家庭や虐待の恐れのある家庭に対して、保健師等の家庭訪問や、ヘルパーの派遣により、育児負担の軽減や諸問題の解決を図ります。 ・緊急一時保護の要請 ・育児支援家庭訪問	子ども家庭課 健康増進課 保育課
		□後期の方向性 ・通報があったときは直ちに現地へ赴き、早期発見、拡大防止に努めるなど、引き続き現状を維持し、事業を継続しま	

事業名		事業内容	担当課
		<p>す。(子ども家庭課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康相談等の機会を捉えて児童虐待の予防と早期発見に努めるなど、今後も事業を継続し、支援を続けます。(健康推進課) 保育所と関係機関が連携し、指導・助言を行うなど、今後も未然防止に努めます。(保育課) 	
122	虐待に関する相談の充実	<p>■家庭児童相談員及びケースワーカーによる児童虐待に関する相談、指導を行います。また、子どもや母親などからの「助けて」を受け入れできる相談・緊急避難体制づくりや啓発事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種相談 虐待SOS相談 <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談員のスキルアップを図り、引き続き相談事業を継続します。(子ども家庭課) 訪問・面接など、今後も継続した活動を行っていきます。(指導課) いつでも相談が受けられるよう、相談体制の更なる充実に努めます。(生涯学習課) 	<p>子ども家庭課</p> <p>指導課</p> <p>生涯学習課</p>
123	児童虐待防止のための連携強化	<p>■児童虐待に対応するため、児童虐待防止対策連絡協議会を中心として、民生児童委員、主任児童委員などの地域住民や医療機関、また児童相談所、警察等の行政機関との連携の強化を図ります。</p> <p>□後期の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会を設置し、情報のネットワーク化を図るなど、引き続き事業を継続します。(子ども家庭課) 児童・生徒の個別ケースの検討などでは、今後も継続して、関係機関の連携強化に努めていきます。(指導課) 関係機関との連携強化、啓発活動の推進などに今後も努めます。(障害者支援課) 要保護児童対策地域協議会実務者会議等を通じて、今後も関係機関との連携強化に努めます。(健康推進課) 公立保育所、私立保育所の会議で情報の共有化を図るなど今後も、各関係機関における連携強化に努めます。(保育課) 	<p>子ども家庭課</p> <p>指導課</p> <p>障害者支援課</p> <p>健康増進課</p> <p>保育課</p>



(2) ひとり親家庭への支援の充実

【現状と課題】

近年、離婚や交通事故などにより、母子家庭などのひとり親家庭等が増加する傾向を示しています。

母子家庭の場合、厳しい労働条件の中で働く母親が多いため、経済的にも恵まれないケースが少なくありません。しかも、仕事に加えて家庭責任を背負っています。

一方、父子家庭の場合、経済的には母子家庭より恵まれているものの、家事や子育ての問題が生じています。また、ひとり親家庭等の子どもは、働いている親が帰宅するまでの間家族の保護を受けることができません。

アンケート調査結果では、「市営住宅への優先入居」「父子家庭への支援」「経済的支援」などの声が挙がっていました。

今後は、ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、子育てや生活支援、就業支援、養育費の確保策及び経済的支援等を充実していくことが課題です。

■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
124	ひとり親家庭相談	■ひとり親家庭の悩みを解決するため、母子自立支援員等による相談を実施します。 □後期の方向性 ・引き続き事業を実施し、ひとり親家庭取り分け母子家庭におけるさまざまな悩みの解消に努めます。	子ども家庭課
125	母子家庭自立支援給付	■母子家庭の自立のために、就職に役立つ技術や資格取得のための一定の講座受講料の一部を助成します。 □後期の方向性 ・引き続き事業を実施し、増加傾向にある母子家庭の自立支援に努めます。	子ども家庭課

(3) 障害児のいる家庭への支援の充実

【現状と課題】

障害のある子どもの親の中には、子どもの介護のために重い負担を背負っている人が少なくありません。また、子どもの療育や、子どもと健常児の交流などの面でも、様々な問題に直面しています。

ノーマライゼーションの理念のもとに、障害児やその家族が地域の人々と交流していけるように、意識啓発をすることが大きな課題といえます。また、障害の早期発見、早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障害児の訓練育成を充実させ、障害のある子どもの社会的自立を支援していくことが課題です。

さらに、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等教育及び療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教

育的支援を行うことが必要です。そして、保育所や放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ることが課題です。

■ 前期の事業内容

□ 後期の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
126	相談体制の充実	■障害を持つ児童の家族からの各種相談について、関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。特に、相談後のフォローの充実に努めます。	障害者支援課
		□後期の方向性 ・各分野の専門家による相談を今後も継続します。	
127	就学相談・指導	■障害のある児童の一人ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、障害の程度・種類などに応じた就学相談・指導の充実に努めます。また、施設入所を希望する卒業生の待機をなくすよう努めます。	指導課
		□後期の方向性 ・就学相談の件数が増加傾向にありますが、引き続き、丁寧な相談・指導に努めます。	
128	療育指導・機能訓練	■障害のある児童の自立のための療育指導・機能訓練を行い、子どもの発達を支援します。	障害者支援課
		□後期の方向性 ・つばさ学園の外来療育での集団指導・親指導、肢体不自由児に対する理学療法訓練など、引き続き、今後も事業を継続します。	
129	在宅介護サービス	■日常生活を営むのに支障のある重度の障害児を抱えている家庭に対し、ホームヘルパーの派遣事業の充実に努めます。	障害者支援課
		□後期の方向性 ・日常生活を営むのに支障のある重度の障害児を抱えている家庭を支援します。方法として、障害者自立支援法によるサービスとして、日中一時支援や短期入所やホームヘルパーの利用、在宅障害者一時介護料の助成の利用を推進します。	
130	特別支援教育推進	■学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、教育及び教育支援を行うことが必要な児童生徒を支援するために、特別支援教育推進研修会を実施するとともに、「特別支援教室」を各学校に開設し、安心して学校に通学できるよう環境の充実に努めます。	指導課
		□後期の方向性 ・個別のサポートファイルを導入したり、研修会の充実に努めるなど、より円滑な支援体制が整うように努めます。	

第6章



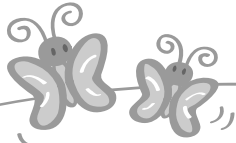
目標事業量の設定

第6章 目標事業量の設定

目標事業量の設定にあたっては、アンケート調査等により把握した各事業のニーズに基づき、流山市の地域特性を考慮した上で、新待機児童ゼロ作戦（平成20年7月27日厚生労働省策定）の目標年次である平成29年度に達成されるべき特定14事業の目標事業量をもとに、平成26年度の目標事業量を設定しました。

1 特定事業について

事業名	単位	事業内容
平日昼間の保育サービス		
①通常保育事業	人、か所	保護者等が仕事等により家庭で十分に保育することができない就学前の児童に対し、適正な保育を行う事業（8～11時間程度）
夜間帯の保育サービス		
②延長保育事業	か所	保育時間の前後の延長需要に応えるための事業
③夜間預かり（トワイライトステイ）事業	か所	保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行う事業
④休日保育事業	か所	保育所入所児童の保護者が日曜、祝祭日等に就労などにより、児童の保育が必要な場合、休日保育実施園で休日保育を実施する事業
⑤⑥病児・病後児保育事業（派遣型・施設型）	か所	<p>保育所に通所中の児童等が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、その児童を保育所、病院等に付設された専用スペース等において一時的に預かる事業（病後児保育）などを行う事業</p> <p>○体調不良児対応型：保育中に体調不良となった子どもを預かる事業（保護者が迎えに来るまでの間、保育所の医務室等で、看護師等が安静に保育）</p> <p>○病児・病後児対応型：病期中(病児)または病気回復期(病後児)の子どもを預かる事業</p>
⑦放課後児童健全育成事業	か所	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供する事業



⑧地域子育て支援拠点事業	か所	以下を目的とした事業 ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
⑨一時預かり事業	か所	一時保育とは、保護者などがパート就労や病気、その他の理由により、一時的・緊急的に幼児を保育できなくなった場合、保育所で幼児を預かる制度 ----- ○非定形型保育サービス 保護者の就労、就学などにより、家庭での保育が断続的に困難な場合に利用 ----- ○緊急保育サービス 保護者の疾病、入院、冠婚葬祭などにより、家庭での保育ができないときに利用 ----- ○私的理由による保育サービス 育児に伴う身体的、心理的負担を解消する為に利用
⑩ショートステイ事業	か所	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行う事業
⑪ファミリーサポートセンター事業	か所	地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織、事業

2 目標事業量の設定方法について

国は、「市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき標準」について、ニーズ調査等により把握した各事業の需要に基づき、新待機児童ゼロ作戦の目標年次である平成29年度に達成されるべき目標事業量を設定した上で、後期計画期間（平成22年度から平成26年度までの期間をいう）の目標事業量については、当該平成29年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえつつ定めることとされています。

「新待機児童ゼロ作戦」とは・・・

2017年までの今後10年間で、保育所などの受け入れ児童数を、100万人増やすなどの目標を設定しました。

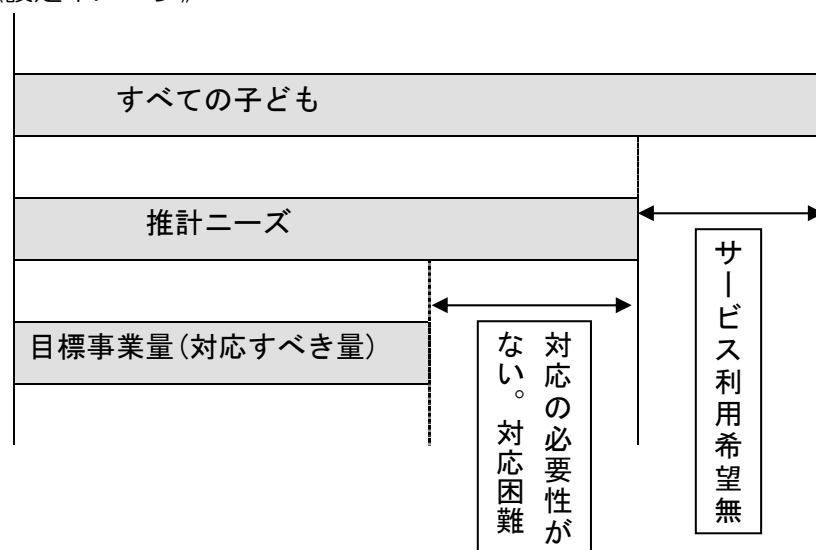
今後3年間で「集中重点期間」とし、保育所の整備のほか、自宅で子どもを預かる保育ママの充実を進めていきます。

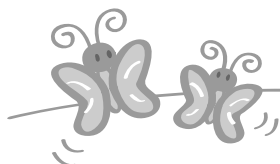
新戦は、働きながら子育てをしたい親の希望をかなえるため、保育サービスを「質、量ともに強化する」としました。

具体的には・・・

- (1) 保育所などの受け入れ児童数を現在の200万人から100万人増やす。
- (2) 小学1～3年生を対象にした学童保育も68万人から145万人増やす。

《設定イメージ》





3 特定事業の目標設定

(1) 平日昼間の保育サービス

通常保育事業（保育時間は7時から18時）

平成21年度現状		平成26年度目標事業量	
16	か所	20	か所
定員 1,640	人	定員 2,119	人

(2) 夜間帯の保育サービス

延長保育事業

延長時間	平成21年度現状	平成26年度目標事業量
30分	1 か所	0 か所
1時間	10	8
2時間	1	1
3時間	1	4
4時間	3	7

夜間預かり（トワイライトステイ）事業

平成21年度現状	平成26年度目標事業量
1 か所	1 か所

(3) 休日保育事業

平成21年度現状	平成26年度目標事業量
2 か所	3 か所

(4) 病児・病後児保育事業（施設型）

平成21年度現状	平成26年度目標事業量
2 か所	4 か所

※派遣型は設定なし

(5) 一時預かり事業

平成21年度現状	平成26年度目標事業量
7 か所	11 か所

(6) ショートステイ事業

平成21年度現状	平成26年度目標事業量
1 か所	1 か所

(7) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

平成21年度現状	平成26年度目標事業量
15 か所	17 か所

(8) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

平成21年度現状	平成26年度目標事業量
10 か所	14 か所

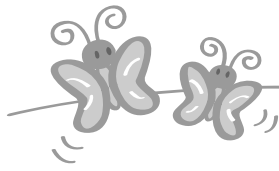
(9) ファミリー・サポート・センター事業

平成21年度現状	平成26年度目標事業量
1 か所	2 か所

第7章



計画の推進体制



第7章 計画の推進体制

1 推進体制の確立

本計画に定められた131の子育て支援事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開することが必要です。

計画の着実な実行を促し、その目標を達成するため、子ども家庭部子ども家庭課を中心に庁内の横断的組織を設置して、推進体制の確立を図るものとします。

2 計画の進行管理

5年という短期間に実効ある計画の推進を図るため、庁内推進体制の整備のほか、事業ごとの進行状況を定期的に「流山市福祉施策審議会」に報告し、第三者機関としてのチェックを受けるものとします。

また、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、少なくとも年に1回「広報紙」「ホームページ」で市民にわかりやすく公表します。

4 国・県への要望

子育て支援は、国、県、市が一丸となって取り組むべき課題であり、直接、市民のニーズ・評価を把握できる立場の市として、以下の施策の拡充を積極的に国、県に要望します。

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた保育需要の増大に対する支援
- (2) 子ども医療費助成・各種手当支給に対する経済的支援
- (3) 保護が必要な子どもに対する支援
- (4) 安心して子育てができるまちづくりに対する支援
- (5) 救急医療体制の充実など、生命・身体に関わる施策に対する支援